

久留米広域合併任意協議会（第4回） 次第

開催日時：平成 14 年 10 月 10 日（木）13 時 30 分～
場 所：創世 2 F 日月の間

1. 開 会

2. 報告事項

- （1）事務局職員（10月1日付赴任者）の紹介
- （2）第3回及び第4回幹事会開催報告
- （3）これまでの取組み状況について
 - ・ 新市まちづくり構想策定の経過について

3. 協議事項

- （1）「新市まちづくり構想」（案）について
- （2）「新市まちづくり構想」パンフレット等（案）について
- （3）今後のスケジュールについて

4. その他

5. 閉 会

(案)

久留米広域合併に関する
新市まちづくり構想

久留米広域合併任意協議会

は じ め に

新市まちづくり構想は、久留米広域合併任意協議会の構成団体を対象として、地方分権の着実な進展や、住民・事業者等の活動の広域化への対応等を図るために、21世紀の新たな都市づくりを実現するために取組む合併の意義を、本協議会の構成団体の現況などに即して明らかにするものである。

また、21世紀の素晴らしい都市づくりを積極的に進めるためには、将来の都市のあり方や都市づくりの方向を展望しながら、各構成団体が有するポテンシャルを相乗的に活かすことを目指した市町村合併に取組む必要があり、そのための戦略的なビジョンを明らかにするものである。

さらに、市町村合併は住民の利益のために実施するものであり、住民の自主的な決定によるものである。その基本的視点からすると、合併論議は住民に開かれたものとして、住民参加のもとに進めていく必要がある。そのためには、合併をすることによってどう生活が変わるのか、どうまちづくりが変わるのかを明らかにし、合併後の新しい暮らしや都市の姿を住民に提供することが非常に重要である。

今回策定した新市まちづくり構想は、本地域の21世紀の望ましい地域像(新市のめざす都市像)と、その実現のための市町村合併の取組みの道筋を示したものであり、久留米広域合併任意協議会において審議決定されたものである。また、本構想は、将来の法定合併協議会において策定される市町村建設計画の案として引き継がれるべきものである。

私たちは、このような認識のもとに、久留米広域合併任意協議会において真摯なる議論を重ねた。その議論の結果、本協議会として以下に詳述する新市まちづくり構想を策定した。この構想のもとに、50年先、100年先を展望して、私たちの未来の世代に私たちの暮らしや活動の場をどう受け継いでいくか、まず議論を始めることが重要である。そして、その議論を大切に、各市町において自主的な決定により市町村合併の取組みに着手されることを期待するものである。

平成14年

久留米広域合併任意協議会会長 白石 勝洋

目 次

総 論

1. 新市まちづくり構想の基本事項	1
2. 久留米広域合併任意協議会の構成自治体の概況	2
3. 市町村合併の必要性和効果	11
4. 新市まちづくり構想における基本理念	28

各 論

1. 新市がめざす都市像と地域像	30
2. 都市像・地域像を実現するための主要な施策	36
3. 新市の行政サービスの状況	47
4. 新市を実現するための行財政運営について	56

結 論

1. 総論及び各論の総括	59
2. 法定合併協議会への移行	59
3. 結語	60

資料編

1. 久留米広域合併任意協議会規約	61
2. 久留米広域合併任意協議会委員一覧表	63
3. 久留米広域合併任意協議会の協議経過	64
4. 久留米広域合併任意協議会組織図	66

久留米広域合併に関する

総

論

1. 新市まちづくり構想の基本事項

(1) 新市まちづくり構想の策定趣旨

本構想は、市町村合併の意義及び合併後の都市の姿を、久留米広域合併任意協議会を構成する各自治体の実態及び合併への期待に即して明らかにし、その結果を住民に提供すると共に、将来の法定合併協議会の協議等に資するために策定する。

(2) 新市まちづくり構想が対象とする地域

本構想が対象とする地域は、久留米広域合併任意協議会を構成する久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潞町、上陽町、広川町の2市6町とする。但し、必要に応じて広域的な視点が必要な場合については、福岡県や広域行政組合等についても対象とする。

参考：合併後の行政区域面積 366.41 km²

(3) 新市まちづくり構想が対象とする住民

本構想が対象とする住民は、上記の2市6町の住民とする。

参考：合併後の人口 368,496人(平成12年 国勢調査)

(4) 新市まちづくり構想の期間

本構想の対象とする期間は、平成17年度から10年間程度とする。なお、本構想策定における合併の期日は、市町村合併に対する財政上の優遇措置を中心とする特例措置を規定した市町村合併特例法の施行期間以内とする。

(5) 新市まちづくり構想の内容

本構想は、構想全般にかかわる事項を明らかにする総論、合併によりめざす都市像や行政施策・サービスの水準、これからのまちづくりにおける自治体経営のあり方等を明らかにする各論、今後の合併の進め方を明らかにする結論により構成する本文と、参考となる資料をまとめた資料編より構成する。

総論は、新市まちづくり構想の基本事項、構成自治体の現況、合併の意義と必要性、新市まちづくりの基本理念を記述する。

各論は、合併によりめざす新しい都市像と、各構成自治体のまちづくりの基本視点、新しい都市像実現のために必要な主な施策の基本的方向、住民に密接な関係がある行政サービスの調整方針、新しい都市の行財政の運営方法を記述する。

結論は、総論及び各論での結論と今後のスケジュールを記述する。

資料編は、久留米広域合併任意協議会の規約、会議の状況、その他の参考資料とする。

2. 久留米広域合併任意協議会の構成自治体の概況

久留米広域合併任意協議会を構成する各自治体の現況を、各自治体ごとに概観すると次のとおりである。

(1) 久留米市の概況

久留米市は、水と緑の豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要衝に位置し、古来より筑後地域の中心都市として栄えてきた。近年においても、これらの歴史や地域特性を活かした着実な都市政策を進め、福岡県南の中心都市・県下第三の都市として発展してきた。

しかしながら、久留米市の広域的な拠点機能は、福岡都市圏の拡大などにより相対的に低下しつつあり、広域拠点都市としての役割が果たせるよう総合的な都市機能の再構築が求められている。

そのため、少子・高齢化、情報通信ネットワーク社会の進展、環境との共生など時代潮流の長期的な展望を見据え、創造と選択を基調とする戦略性と市民と行政の協働性を2つの基本視点として、水と緑の人間都市を基本理念に、「誇りがもてる美しい都市」、「市民一人ひとりが輝く都市」「地力と風格のある都市」をめざす都市像に都市づくりを進めている。具体的には、筑後川や耳納山系などの地域資源を活かした水の里・みどりの里の整備、都市発展の基礎となり地域連携を図るための総合的な交通体系の確立、広域拠点都市の役割を果たし都市魅力を高めるための中心市街地の再整備、広域的な雇用の場を確保するとともに新たな産業展開の拠点となるオフィス・アルカディア事業を推進している。

さらに、光ファイバー網(※1)やケーブルテレビ網(※2)などの高速大容量の情報通信ネットワーク環境整備による高度情報都市づくり、先端的医療研究機関の集積を活かした高度医療福祉都市づくり、新たな学術研究機関や国・県・民間の研究プロジェクトの積極的誘導などによる学術研究都市づくりなど、総合的な高次都市機能を高め、佐賀県東部を含む福岡県南地域を牽引する中核都市としての役割を果たすことをめざしている。

※1 光ファイバー：光通信の通信媒体のこと。

※2 ケーブルテレビ：電波ではなくケーブル(光通信)を利用してテレビ番組を放送するシステムまたはサービスのこと。

○人口世帯数の推移(国勢調査)

	昭和35・10・1	平成7・10・1	平成12・10・1
人 口 (人)	181,636	234,433	236,543
世帯数 (世帯)	39,052	82,811	88,777

○産業の状況

(単位：百万円)

農業 (H12・2・1)	農家数(内専業農家)	農業就業人口	農業粗生産額(平成12年)
	3,581(659)	5,349	13,720(県内 1位)
製造業 (H12・12・31)	事業所数(内300人以上)	従業者数	製造品出荷額等(平成12年)
	463(3)	11,507	182,287(県内 8位)
卸・小売業 (H11・7・1)	事業所数(内50人以上)	常用従業者数	年間販売額(平成10年度)
	4,204(43)	29,218	974,373(県内 3位)

○教育・医療・福祉施設状況

() 市町村立以外：内数

教育 (H13・5・1)	区分	幼稚園		小学校		中学校	
	施設数	2 8 (2 8)		2 8 (1)		1 6 (3)	
医療 (H12・10・1)	区分	病院		診療所		歯科	
	施設数	2 9 (6,287 床)		2 4 3		1 3 7	
福祉 (H14・4・1)	区分	保育所	特養老人ホーム		養護老人ホーム		老人保健施設
	施設数	4 7 (3 4)	4 (4)		0 (0)		6 (6)

(2)八女市の概況

最古の歴史書「日本書紀」に“この地方に女神あり、その名を八女津媛といい、常に山中にある”という一節が、八女という地名の由来と言われている。北部丘陵地帯には、九州最大級の岩戸山古墳をはじめ大小多くの古墳が点在している。江戸時代には八女地方の物産集積地として、また政治・文化の中心地として栄えた。

清流矢部川の中流域にあって、豊かな穀倉地帯が広がっている。

仏壇、提灯、石灯籠、手すき和紙などの伝統工芸の里でもあり、全国ブランドの八女茶や電照菊などの特産品も豊かである。

本市は、農業や地場産業の育成強化と、九州自動車道八女インターチェンジの交通利便性を活かした積極的な企業誘致を推進し、新しい八女発産業の創出・八女発人材の育成、誘致にも努めている。

また、多様な伝統・文化・産業に新しい息吹を吹き込み、個性的で魅力あるオンリーワンの都市づくりをめざしている。その一つが、八女福島の町並み保存であり、国の重要伝統的建造物群保存地区、いわゆる伝建地区指定（平成14年5月）を受けてのまちづくりである。この伝建地区を将来にわたる貴重な財産としながら、民間活力による中心市街地の再整備、健康増進施設「べんがら村」周辺整備を図りつつ、交流人口の増加につなげていくまちづくり構想である。

さらに、上・下水道事業や生活道路など市民生活に関わる都市基盤整備を推進するとともに、ISO14001認証取得（市役所）を起点として、豊かな自然環境の維持・保全に努めている。

少子・高齢化とともに、価値観や生活様式の多様化などが進む中、全ての市民が健やかで心豊かに生活でき、かつ、どのような人生の段階でも、安心して生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現をめざしている。

○人口世帯数の推移(国勢調査)

	昭和35・10・1	平成7・10・1	平成12・10・1
人 口 (人)	41,195	39,818	39,610
世帯数 (世帯)	8,078	11,169	11,781

○産業の状況

(単位：百万円)

農業 (H12・2・1)	農家数(内専業農家) 1,711(368)	農業就業人口 2,762	農業粗生産額(平成12年) 10,520(県内2位)
製造業 (H12・12・31)	事業所数(内300人以上) 169(0)	従業者数 3,018	製造品出荷額等(平成12年) 42,415(県内24位)
卸・小売業 (H11・7・1)	事業所数(内50人以上) 809(11)	常用従業者数 4,540	年間販売額(平成10年度) 96,502(県内18位)

○教育・医療・福祉施設状況

() 市町村立以外：内数

教育 (H13・5・1)	区分	幼稚園		小学校		中学校	
	施設数	4（4）		8（0）		5（1）	
医療 (H12・10・1)	区分	病院		診療所		歯科	
	施設数	6(1,262床)		35		27	
福祉 (H14・4・1)	区分	保育所	特養老人ホーム		養護老人ホーム		老人保健施設
	施設数	9（3）	1（1）		0（0）		3（3）

(3) 田主丸町の概況

田主丸町は、北に九州一の大河「筑後川」、南に「耳納連山」という豊かな自然資源を有し、良質な水と肥沃な土壌のもとで、日本三大生産地に数えられる植木・苗木や本町が開植の地である「巨峰」あるいは「柿」などの果樹、米麦、野菜等多種多様な農産物が栽培される農業の町であることから、これまで『“緑の王国”たぬしまる町の創造』を基本理念に活力ある緑のふるさとづくりを進めてきた。

しかしながら、近年、若年層の町外流出や緑化産業の低迷により、人々の活力が低下しつつあることから、既存産業の活性化や雇用機会の拡大、新産業の創出など活力を再生するための取組みが求められている。

このほかにも、本町は、自然環境と調和のとれた生活環境の整備、少子高齢化に対応した福祉の充実、平成16年度に開館予定の複合文化施設を拠点とした文化活動の活性

化、未来を担う心豊かな人材育成、さらには分権型社会に対応した住民と行政の協働によるまちづくりなど数多くの課題を抱えている。

このため、本年3月に策定した第4次総合計画において、「活力と魅力あふれる“共生”・“協働”のまち」を将来像に掲げ、「活力の再生」、「人と自然の共生」、「人材の育成と文化の創造」、「住民と行政の協働」の4つの基本目標を設定して、これまでの「『緑の王国』ためしまる町の創造」を継承し、緑化産業の振興を図りつつ「緑」を活かした理想郷の建設をめざしているところである。

○人口世帯数の推移(国勢調査)

	昭和35・10・1	平成7・10・1	平成12・10・1
人 口 (人)	25,979	21,775	21,532
世帯数 (世帯)	4,836	5,417	5,732

○産業の状況

(単位：百万円)

農業 (H12・2・1)	農家数(内専業農家) 2,209(489)	農業就業人口 3,785	農業粗生産額(平成12年) 8,650(県内5位)
製造業 (H12・12・31)	事業所数(内300人以上) 31(1)	従業者数 982	製造品出荷額等(平成12年) 16,171(県内53位)
卸・小売業 (H11・7・1)	事業所数(内50人以上) 269(3)	常用従業者数 1,436	年間販売額(平成10年度) 24,111(県内46位)

○教育・医療・福祉施設状況

() 市町村立以外：内数

教育 (H13・5・1)	区分	幼稚園		小学校		中学校	
	施設数	2（2）		7（0）		1（0）	
医療 (H12・10・1)	区分	病院		診療所		歯科	
	施設数	3(570 床)		2 1		7	
福祉 (H14・4・1)	区分	保育所	特養老人ホーム		養護老人ホーム	老人保健施設	
	施設数	6（0）	1（1）		0（0）	1（1）	

(4)北野町の概況

筑後川の豊かな水と四季折々の自然、そして歴史的遺産に恵まれた北野町は、水と緑の快適な自然環境を守りながら、町発展のための施策を進めている。特に、町のシンボルとなった『夢のコスモス街道』、全国に先駆けて制定した『北野町環境をよくする条例』を中心とした環境美化活動など、自然を重視した住みよいまちづくりに取り組んでいる。

近年、ますます本格化する少子・高齢化や情報化、国際化など社会・経済状況は目ま

ぐるしく変化しており、本町においても、これまでの歴史を受け継ぎながら農業を中心として発展してきたが、西鉄甘木線や高速道路の久留米インター、筑後小郡インターへのアクセス(※)など交通の利便性に恵まれ、急速に都市化が進み、少しずつ生活環境に変化が生じてきている。

こうした内外の変化に柔軟に対応しながら、第3次総合計画の基本理念に掲げた「未来を拓く環境文化のまち・北野」を実現するため、都市基盤の整備、住環境・自然環境の保全、町民福祉の向上、文化の振興といった地域課題に積極的に取り組み、町民が誇れる愛情ある「ふるさと」として、豊かな自然環境を生かした、新しい時代の快適なまちづくりを推進する。

※アクセス：交通手段の連絡のこと

○人口世帯数の推移(国勢調査)

	昭和35・10・1	平成7・10・1	平成12・10・1
人 口 (人)	13,048	17,133	17,404
世帯数 (世帯)	2,328	4,476	4,855

○産業の状況

(単位：百万円)

農業 (H12・2・1)	農家数(内専業農家) 908(197)	農業就業人口 1,635	農業粗生産額(平成12年) 5,300(県内14位)
製造業 (H12・12・31)	事業所数(内300人以上) 19(0)	従業者数 353	製造品出荷額等(平成12年) 6,948(県内72位)
卸・小売業 (H11・7・1)	事業所数(内50人以上) 122(1)	常用従業者数 736	年間販売額(平成10年度) 17,871(県内52位)

○教育・医療・福祉施設状況

() 市町村立以外：内数

教育 (H13・5・1)	区分	幼稚園		小学校		中学校	
	施設数	1 (1)		4 (0)		1 (0)	
医療 (H12・10・1)	区分	病院		診療所		歯科	
	施設数	1 (100 床)		1 0		9	
福祉 (H14・4・1)	区分	保育所	特養老人ホーム		養護老人ホーム	老人保健施設	
	施設数	5 (3)	1 (1)		0 (0)	0 (0)	

(5)城島町の概況

“酒のふるさと”として知られる城島は、豊かな水と田園に囲まれ、筑後川とともに発展してきた。

これまで、筑後川に育まれてきた産業・地域文化の特性を活かしたまちづくりを推進

してきたが、近年の少子高齢化といった人口構造の変化や、住民の価値観の多様化を背景に、より生活者の視点を重視した行政施策が求められている。

このような現状を踏まえ、「感性と創造性豊かな文化を育むまちづくり」「相互理解に温もりのあるまちづくり」「自然との共存・心やすらぐまちづくり」「活力ある潤いに満ちた産業のまちづくり」「自然と社会的基盤が調和するまちづくり」「町民とともに築く新しい時代へのまちづくり」の5つの目標を掲げまちづくりを進めている。

特に、農村地帯の地域環境整備の具体的な事業として、農村振興総合整備事業、特定地域生活排水処理事業等を推進し、農村地域の住環境の向上をめざしている。

町の活性化対策としては、工業団地を造成し積極的に企業誘致を進めており、さらに、町の三大まつりとして位置づけている「酒蔵まつり・エツまつり・城島ふるさと夢まつり」は、それぞれ特色をもったまつりであり、地域のイメージアップ、地域の住民の連帯感・コミュニティ(※)の醸成を図りながら、住民とともにまちづくりを考え、だれもが快適に暮らすことのできるまち「ゆとりと潤い、温もりと活力に満ちた・じょうじま」の実現をめざす。

※コミュニティ：一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会。

○人口世帯数の推移(国勢調査)

	昭和35・10・1	平成7・10・1	平成12・10・1
人 口 (人)	15,557	13,994	13,946
世帯数 (世帯)	2,836	3,673	3,858

○産業の状況

(単位：百万円)

農業 (H12・2・1)	農家数(内専業農家)	農業就業人口	農業粗生産額(平成12年)
	723(114)	1,038	2,350(県内35位)
製造業 (H12・12・31)	事業所数(内300人以上)	従業者数	製造品出荷額等(平成12年)
	81(0)	1,134	19,339(県内44位)
卸・小売業 (H11・7・1)	事業所数(内50人以上)	常用従業者数	年間販売額(平成10年度)
	175(0)	552	9,427(県内68位)

○教育・医療・福祉施設状況

() 市町村立以外：内数

教育 (H13・5・1)	区分	幼稚園		小学校		中学校	
	施設数	2（2）		5（0）		1（0）	
医療 (H12・10・1)	区分	病院		診療所		歯科	
	施設数	1(71 床)		9		5	
福祉 (H14・4・1)	区分	保育所	特養老人ホーム		養護老人ホーム	老人保健施設	
	施設数	5（5）	1（1）		0（0）	0（0）	

(6)三潞町の概況

三潞町は、筑後平野の中央に位置し、町の中心部を西鉄天神大牟田線、東部を JR 鹿児島本線が南北に縦貫し、県道が久留米市や筑後市、柳川市方面へと結んでいる。公共交通機関で、久留米市街地へ15分、福岡市天神まで50分と、恵まれた交通条件にあり、都市近郊の利便性と豊かな自然が同居する町として、人口も増加している。

古代、この地方は『水沼の県』と称し、水と緑の豊かな地で、鎌倉時代に『三潞』と呼ばれ、明治時代の廃藩置県により三潞県が設置されその後、福岡県と合併した。中世、近代と長い歴史と伝統を持つ地名である。

町では、恵まれた自然環境を活かし主に農業の振興に力を注いできた。全国に先駆け整備された田園では米麦を中心に野菜・果樹などが生産されている。また、観賞用の松や日本酒の生産地として全国的に有名である。近年は、町内の生産物を活用した健康食品加工業など新たな産業が発展している。

現在は、水と緑の自然環境を活かした特色あるまちづくりとして、町全体を公園と位置付けた『水沼の里づくり』計画を推進しており、環境施設整備を実施する中、生活基盤整備にも取り組んでいる。住民参加を基本とし、ゆとりとやすらぎのある住環境を創設し、誰もが住みたくなる魅力あふれる町をめざしている。

○人口世帯数の推移(国勢調査)

	昭和35・10・1	平成7・10・1	平成12・10・1
人 口 (人)	12,777	15,406	15,459
世帯数 (世帯)	2,301	4,032	4,390

○産業の状況

(単位：百万円)

農業 (H12・2・1)	農家数(内専業農家)	農業就業人口	農業粗生産額(平成12年)
	878(130)	1,198	3,290(県内24位)
製造業 (H12・12・31)	事業所数(内300人以上)	従業者数	製造品出荷額等(平成12年)
	47(0)	621	6,493(県内73位)
卸・小売業 (H11・7・1)	事業所数(内50人以上)	常用従業者数	年間販売額(平成10年度)
	139(4)	1,616	27,578(県内41位)

○教育・医療・福祉施設状況

() 市町村立以外：内数

教育 (H13・5・1)	区分	幼稚園		小学校		中学校	
	施設数	1 (1)		3 (0)		1 (0)	
医療 (H12・10・1)	区分	病院		診療所		歯科	
	施設数	2 (198 床)		7		4	
福祉 (H14・4・1)	区分	保育所		特養老人ホーム		養護老人ホーム	
	施設数	3 (2)		0 (0)		1 (1)	
						老人保健施設	
						0 (0)	

(7)上陽町の概況

上陽町は、蛍の生息で知られる清流星野川と、総面積の約8割を占める森林に代表されるとおり、豊かな自然環境を特色としている。主要な産業は、豊かな環境を生かした農業で、お茶を主要な特産物として発展を遂げてきた。しかし、国民経済で農業の占める割合は徐々に低下しており、町の農業就業人口も同様に減少傾向を見せている。主要産業の低迷を受け、おそらくは町内で就職先を見つけることの困難さから人口も同様に減少傾向にある。

こうした課題に対処するため、町では平成11年に「人が集い交感し豊かな農村を創造するまち」を基本理念として第4次総合計画を策定した。計画の概要は、豊かな自然と共生してきた農村環境を町の個性として着目し、特色として打ち出すことで都市と町との交流を図っていく。交流を通じてコミュニティを活性化し新たな商品、販路、産業の育成につなげるというものである。

具体的には、交流の拠点となる施設の整備（ほたと石橋の館・ふるさとわらべ館）施設を運営する町と町民共同出資の第三セクターの立ち上げ（株式会社サンライズ上陽）、幹線道路の整備、近年注目を集めているグリーンツーリズム(※)の実施等を柱としている。

都市部と町を比べいたずらに後を追うのではなく、地域の特性を改めて見直し個性を強調することで、住民が「ほこり」を持てるまちづくりをめざしている。

※グリーンツーリズム：都市生活者が農村で滞在型の余暇をすごそうという旅行形態

○人口世帯数の推移(国勢調査)

	昭和35・10・1	平成7・10・1	平成12・10・1
人 口 (人)	7,076	4,508	4,223
世帯数 (世帯)	1,374	1,191	1,181

○産業の状況

(単位：百万円)

農業 (H12・2・1)	農家数(内専業農家)	農業就業人口	農業粗生産額(平成 12 年)
	527(101)	807	2,150(県内 38 位)
製造業 (H12・12・31)	事業所数(内 300 人以上)	従業者数	製造品出荷額等(平成 12 年)
	11(0)	106	1,102(県内 89 位)
卸・小売業 (H11・7・1)	事業所数(内 50 人以上)	常用従業者数	年間販売額(平成 10 年度)
	63(0)	210	2,112(県内 91 位)

○教育・医療・福祉施設状況

() 市町村立以外：内数

教育 (H13・5・1)	区分	幼稚園		小学校		中学校	
	施設数	1（1）		5（0）		1（0）	
医療 (H12・10・1)	区分	病院		診療所		歯科	
	施設数	0(0床)		4		2	
福祉 (H14・4・1)	区分	保育所	特養老人ホーム		養護老人ホーム		老人保健施設
	施設数	1（1）	1（1）		0（0）		0（0）

(8) 広川町の概況

広川町は、長い歴史によって培われた文化と風土、緑の丘陵を背景とした潤いのある自然が存在する豊かな環境のなかで、農業のほか久留米餅、竹製品、下駄などの伝統産業を中心に発展してきた。

近年、「農業と工業の調和する活力ある産業の町」を目標に掲げ、農業では基盤整備、生産・流通の近代化などを進め、その結果、苺・ぶどう・なし・もも等の農産物を中心に生産量が県内でも上位を占めるまでになっている。

また、200年の伝統をもつ久留米餅は、その素朴な味わいが見直されるなか、餅を媒介として人と文化の交流の輪が広がりつつあり、新たなデザイン・製品づくりへの研究もすすめられている。

広川中核工業団地は町のもう一つの顔であり、20数社の企業が立地し、就業機会の拡大に伴う若者の地元定着が図られ、町財政基盤の安定化にも貢献している。加えて、九州自動車道広川インターチェンジの開設は、広域高速交通アクセスの利便性を著しく向上させ、人・物・情報の交流による町の発展に大きな可能性を生み出している。

今後は、様々な課題に対し、地域コミュニティの充実、住民参加を基本とし、町民に潤いと安らぎを与える自然環境と伝統を重視しながら、「新しい生活スタイルが躍動する広川町」を将来像として、都市機能の充実をめざしている。

○人口世帯数の推移(国勢調査)

	昭和35・10・1	平成7・10・1	平成12・10・1
人 口 (人)	15,833	19,437	19,779
世帯数 (世帯)	2,967	5,561	5,918

○産業の状況

(単位：百万円)

農業 (H12・2・1)	農家数(内専業農家) 859(247)	農業就業人口 1,626	農業粗生産額(平成12年) 5,470(県内13位)
製造業 (H12・12・31)	事業所数(内300人以上) 84(1)	従業者数 2,403	製造品出荷額等(平成12年) 53,420(県内21位)
卸・小売業 (H11・7・1)	事業所数(内50人以上) 218(0)	常用従業者数 987	年間販売額(平成10年度) 30,179(県内37位)

○教育・医療・福祉施設状況

() 市町村立以外：内数

教育 (H13・5・1)	区分	幼稚園	小学校		中学校
	施設数	1（1）	3（0）		1（0）
医療 (H12・10・1)	区分	病院	診療所		歯科
	施設数	4(463 床)	1 2		8
福祉 (H14・4・1)	区分	保育所	特養老人ホーム	養護老人ホーム	老人保健施設
	施設数	4（3）	2（2）	0（0）	1（1）

3. 市町村合併の必要性和効果

(1) 一般的な市町村合併の意義・必要性

①自治能力の確立のための行財政基盤の充実強化

地方を取り巻く社会環境の変化のなかで、都市づくりに大きな影響を及ぼす制度の変革として、平成7年に地方分権推進法が施行され、平成12年には地方分権一括法の主要な条項が施行されるなど分権型社会に向け制度整備が着実に進められている。具現化しつつある分権型社会においては、あらためて市町村が住民に一番身近な基礎的自治体として位置づけられ、住民への総合的な行政サービス主体として、その行財政基盤の整備を図ることが重要な課題となっている。

しかしながら、今後の地方財政の運営にあたり、国・地方を通じる巨額の累積債務をはじめとして地方財政は厳しさを増している状況にある。さらに、これまでの地方交付税の仕組みが見直されると共に、地方分権改革の次の段階として地方への税財源の移譲を検討課題に取組みを予定されているなど、地方財政的な視点からも効率的な財政運営が重要な課題となっている。

また、住民の行政へのニーズは社会状況の変化に対応し、多様化・高度化している。

特に少子・高齢化社会の進展に伴い、地域コミュニティの維持が困難になると共に、介護保険に象徴されるように福祉関係に関するニーズが増大している。さらに、これらのニーズの特性として、これまでの一律的な対応や規格的行政サービスと異なり、多様な個々別々の行政課題への対応が必要となる個性や多様性を有し、新たな行政サービス対応方法が求められている。これらの住民ニーズ・社会ニーズの変化を踏まえ、多様で高度な行政サービスを提供するためには、住民に直接サービスを提供する部門の要員の充実や、職員の資質・能力の向上を図る研修や訓練が必要である。

これらのことを踏まえると、都市規模のスケールメリット(※1)による管理業務や管理経費のコストパフォーマンス(※2)の向上等行政運営の効率化を図ると共に、職員の研修等による人材の活性化を図る等行財政体制の整備・充実が必要である。

※1 スケールメリット：規模に基づく長所・利点。

※2 コストパフォーマンス：投入した費用とその効果の比較分析。対費用効果。

②住民や事業者の広域ニーズへの対応

近年の交通移動手段や情報通信手段の発達等により、居住地域と通勤・通学地域が同一市町村でないことが増えると共に、住民や事業者の活動は、市町村の行政枠を越えて広域化している。

広域ニーズへの対応に伴い、施設の広域的利用や、行政サービス・施策の広域的観点からの調整などが必要となっている。

しかしながら、事務の共同処理を行う広域行政組織は、時間及び費用面での非効率性や住民との関係で直接的な関係にないなどの課題を指摘されている。

その視点から、住民や事業者の広域活動に対応して、市町村の枠を拡大することが求められている。

(2)久留米広域合併任意協議会を対象とする合併の必要性和効果

市町村合併に関する一般的な意味での必要性や効果は、上記のとおりであるが、久留米広域合併任意協議会の各自治体の実態に即して検証すると、下記のとおりである。

①各構成自治体の財政状況

現在、地方交付税については、交付税特別会計における借入残高が急激に増加し破綻状態になっている。そのため、地方交付税の見直しが行われ、「段階補正の見直し」「事業費補正の縮小」「留保財源率の見直し」が逐次実施される。交付税は、自主財源が乏しい自治体にとって、自由に使えるために重要な歳入となってきた。例えば、平成11年度の決算ベースでは、県内で一人当りの交付税額が一番高い自治体は941千円であり、逆に一番低い自治体は10千円で、94倍の開きがあるのが実態であった。しかし今後は、これらの見直しに伴い、大幅な減額が見込まれることとなっている。この見直しを前提に、今後の2市6町の財政を平成15年度、17年度、21年度、そして26

年度の各年度で推計すると、以下のとおりとなる。

○ 2市6町の長期財政推計(合併しなかった場合)

(単位：千円)

		H15年度	H17年度	H21年度	H26年度
歳入		80,643,870	79,946,404	80,712,767	83,242,262
	地方税	40,880,858	41,795,812	43,805,069	46,039,565
	地方交付税	25,661,991	24,394,543	22,925,993	22,925,993
	うち普通地方交付税	23,141,878	21,975,235	20,627,652	20,627,652
	うち特別地方交付税	2,520,113	2,419,308	2,298,341	2,298,341
	その他	14,101,021	13,756,049	13,981,705	14,276,704
歳出		69,823,177	71,490,529	73,996,929	76,534,663
	人件費	22,086,366	22,286,118	24,323,156	23,801,341
	うち議員報酬手当	887,915	887,915	887,915	887,915
	うち市町村長等特別職給与	400,212	400,212	400,212	400,212
	うち一般職	20,950,656	20,852,991	20,764,014	20,577,993
	扶助費	5,585,713	6,412,748	6,412,748	6,412,748
	公債費	13,149,468	13,040,942	13,338,513	16,330,073
	その他	29,001,630	29,750,721	29,922,512	29,990,501
投資等可能額		10,820,693	8,455,875	6,715,838	6,707,599

(試算は久留米広域合併任意協議会財政主管専門会議による)

※ 投資等可能額とは、普通建設事業などの投資的経費や臨時的な物件費、補助費などの経費に投入できる一般財源の額である。

※ 経済成長率を1%見込んだ。

〔考察の結果〕

本地域の長期財政推計をみると、地方交付税の見直しに伴い、平成15年度に歳入に占める交付税の比率が31.8%であったのが、平成26年度には27.5%となり、4%以上の低下となっている。

その歳入構造の変化に起因して、投資等可能額も平成15年度に歳入の中から投資等可能額にまわせる割合が13.4%であったのが、平成26年度には8%となり、5%以上の低下となっている。このことから明らかになるのは、このまま合併しない状況で都市づくりを進めるとすれば、経済成長率を1%見込んだとしても、都市づくりに投下する費用が確実に減少するということである。

②各構成自治体の要員状況

本地域の構成自治体ごとの要員の状況について、総職員数に占める間接部門職員数

(総務・財政・企画)を一覧表にすると次のとおりである。

	久留米市	八女市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	上陽町	広川町	合 計
総職員数	1,889	320	168	118	100	116	76	144	2,931
うち間接部門職員数	102	40	18	17	16	14	12	18	237
総職員に占める割合(%)	5.4	12.5	10.7	14.4	16.0	12.1	15.8	12.5	8.1

(平成 14 年 4 月 1 日現在)

次に福祉関係職員が総職員に占める割合の近年の推移を一覧表にすると次のとおりである。

	久留米市	八女市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	上陽町	広川町	合 計
総職員数(H14.4.1)	1,889	320	168	118	100	116	76	144	2,931
福祉関係職員(H10.4.1)	246	66	56	20	12	33	8	21	462
〃 (H12.4.1)	261	71	57	20	12	35	10	23	489
〃 (H14.4.1)	251	66	57	25	11	34	10	22	476
総職員に占める割合(%)	13.3	20.6	33.9	21.2	11.0	29.3	13.2	15.3	16.2

最後に、近年の行政ニーズの多様化・高度化に対応すると考えられる専任の組織・職員(都市計画、国際化、情報化、女性政策)の配置状況を、一覧表にすると次のとおりである。

	久留米市	八女市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	上陽町	広川町	合 計
都市計画専任職員数	8	3	0	2	0	2	0	5	20
国際化専任職員数	1	0	0	0	0	0	0	0	1
情報化専任職員数	19	0	0	0	0	0	0	0	19
女性政策専任職員数	2	0	0	0	0	0	0	0	2

(平成 14 年 4 月 1 日現在)

〔考察の結果〕

各構成自治体の総職員数に占める間接部門の職員数の割合を比較すると、一番低い久留米市では 5.4%であるが、逆に一番高い城島町では 16%の割合を占めている。2市6町の平均は 8.1%であるが、仮に2市6町の総職員数を久留米市の間接部門の割合に基づき試算すると、78 人の職員を直接部門の充実に充てることができる。一般的な効果として「管理部門の要員の効率化を図ることにより、住民サービスを直接提供する部門を充実することができる。」といわれるが、2市6町の実態を検証すると合併効果が生じるものと考えられる。

次に、福祉関係職員の割合を見ると、福祉事務所の設置義務が市に課されていることや、公立保育所を直営している自治体と民間だけの自治体があること等により、一律的な比較は困難である。例えば、久留米市と八女市を比較すると、福祉に従事する職員の割合は、久留米市が 13.3%に対し、八女市は 20.6%であるが、久留米市の公立保育所

は 13 ヲ所、八女市は6 ヲ所である。また、田主丸町では公立保育所が6 ヲ所あるが、城島町の公立保育所はない状況である。その福祉サービスの現況を踏まえると、福祉サービスの内容自体から整理しないと比較が困難であるが、これからの福祉関係公共サービスの充実方向を考えると、福祉サービスのあり方や職員の充実をどの分野に充実するかも含めて検討することが、今後の合併における重要課題となる。

また、これまで専門的な行政サービスが困難であった自治体でも、サービスが受けられるようになる。例えば、久留米市以外の1市6町では、女性政策を専任で担当する組織はなく情報が不足していたが、合併することにより女性政策に関する情報を容易に入手できるとともに、女性政策に対する市民意識も高まる。

③各構成自治体間の通勤通学依存率等

新たな都市づくりにあたって、住民の日常的な一体感は考慮すべき重要な視点の一つである。本地域における各構成自治体の住民の生活状況や活動状況がどのような関係にあるか、国勢調査に基づいて調査する方法として、通勤・通学依存率がある。通勤・通学依存率とは、自治体に常住している15歳以上の住民で、通勤・通学している自治体ごとにその割合を明らかにする統計である。その具体的な通勤・通学依存率は次のとおりである。

○常住地による従業・通学市町の状況（15歳以上）

	久留米市	八女市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	上陽町	広川町	合 計
人口 A	236,543	39,610	21,532	17,404	13,946	15,459	4,223	19,779	368,496
当地に常駐する就業通学者 B	129,122	21,711	12,212	9,830	7,581	8,769	2,414	10,943	202,582
B / A (%)	54.6	54.8	56.7	56.5	54.4	56.7	57.2	55.3	55.0
Bの内自市町での就業通学者 C	95,496	13,907	7,206	3,405	2,993	3,084	1,444	5,073	132,608
C / B (%)	74.0	64.1	59.0	34.6	39.5	35.2	59.8	46.4	65.5
Bの内他市町での就業通学者 D	33,626	7,804	5,006	6,425	4,588	5,685	970	5,870	69,974
D / B (%)	26.0	35.9	41.0	65.4	60.5	64.8	40.2	53.6	34.5
Dの内当地以外の合併市町での就業通学者 E	5,405	3,314	1,732	2,869	1,710	2,851	607	3,902	22,390
E / D (%)	16.1	42.5	34.6	44.7	37.3	50.1	62.6	66.5	32.0
当地を含む合併市町での就業通学者 (C+E) F	100,901	17,221	8,938	6,274	4,703	5,935	2,051	8,975	154,998
F / B (%)	78.1	79.3	73.2	63.8	62.0	67.7	85.0	82.0	76.5

(資料：平成12年国勢調査)

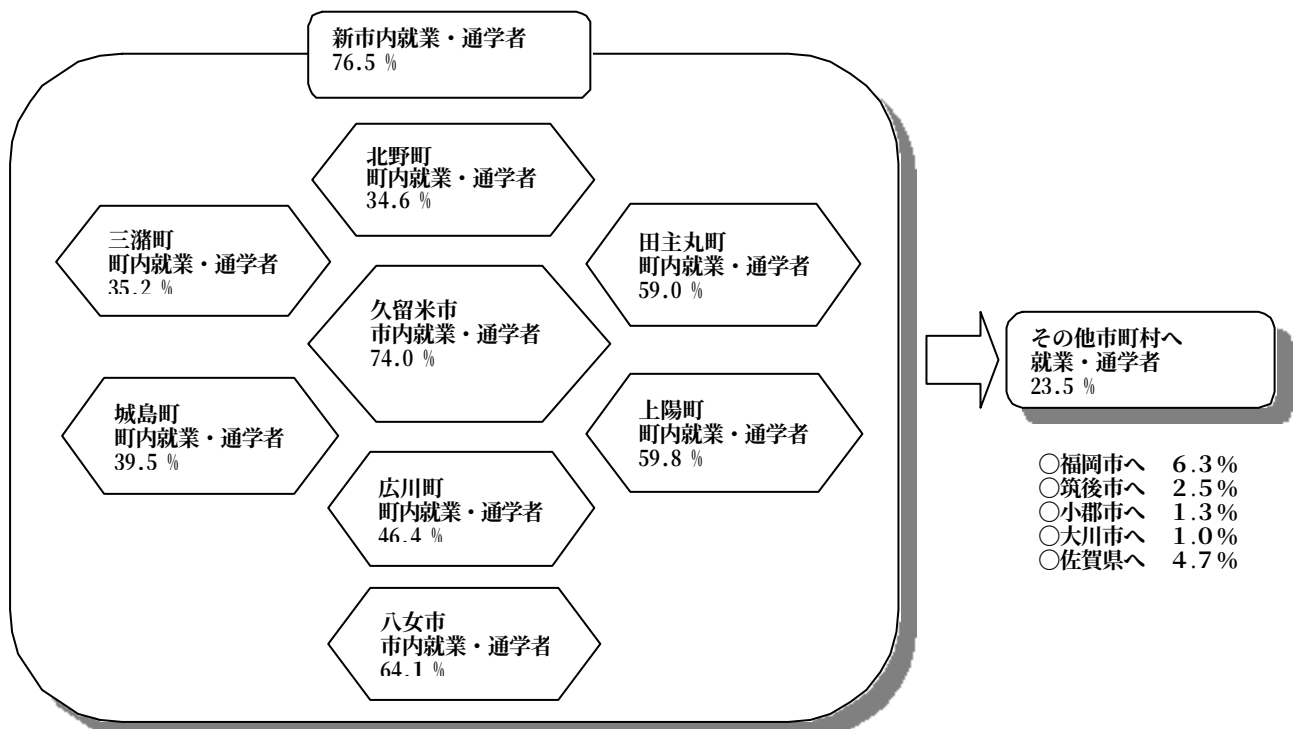
また、合併後の新市内の通勤通学状況と、新市以外の通勤通学状況は、平成12年の国勢調査の結果を整理すると次のとおりとなる。

○合併市町間の通勤通学者の状況

	久留米市	八女市	田主丸町	北野町	城島町	三潆町	上陽町	広川町	合 計
久留米市		1,648	885	842	270	563	32	1,165	5,405
		1.3	0.7	0.7	0.2	0.4	0.0	0.9	4.2
八女市	2,162		11	20	35	72	153	861	3,314
	10.0		0.1	0.1	0.2	0.3	0.7	4.0	15.3
田主丸町	1,591	31		93	0	0	0	17	1,732
	13.0	0.3		0.8	0.0	0.0	0.0	0.1	14.2
北野町	2,621	41	169		0	12	0	26	2,869
	26.7	0.4	1.7		0.0	0.1	0.0	0.3	29.2
城島町	1,314	69	0	0		238	0	89	1,710
	17.3	0.9	0.0	0.0		3.1	0.0	1.2	22.6
三潆町	2,260	223	0	18	259		0	91	2,851
	25.8	2.5	0.0	0.2	3.0		0.0	1.0	32.5
上陽町	140	398	0	0	0	0		69	607
	5.8	16.5	0.0	0.0	0.0	0.0		2.9	25.1
広川町	2,373	1,385	11	13	24	54	42		3,902
	21.7	12.7	0.1	0.1	0.2	0.5	0.4		35.7

(上段：通勤通学者数(人)、下段：当地に常駐する通勤通学者に占める割合(%))

○通勤・通学の状況(平成12年国勢調査：15歳以上就業者)



〔考察の結果〕

本地域における各構成自治体間の相互活動圏の状況は、平成12年の国勢調査によると、本地域内の通勤・通学者で他の市町村へ通勤・通学している人の中で、本地域内に通勤通学している人の割合は、32.0%もあり、相互の日常活動の結び付きが強いことが分かる。また、北野町、城島町、三潞町の住民の6割以上が他市町村へ通勤・通学しているが、そのうちの北野町44.7%、城島町37.3%、三潞町50.1%が本地域内の他の市町村に通勤・通学している。つまり本地域が合併して一つの自治体となると、北野町、城島町、三潞町の住民の6割以上が居住している自治体での通勤・通学となる。

次に、本地域内の構成自治体間の通勤・通学依存率であるが、久留米市と北野町の通勤・通学依存率は、北野町の通勤・通学者の内26.7%、同様に三潞町の25.8%、広川町の21.7%が久留米市に通勤・通学していると共に、他の構成自治体も上陽町以外は、1割以上が久留米市に通勤・通学している。一方、上陽町の16.5%が八女市に通勤・通学している状況にある。

通勤・通学依存率からみると、本地域の住民の日常活動における一体感はある程度共有化されているといえる。

④商圏状況

本地域内の各自治体の日常的な活動状況を、暮らしの面から買い物の行動を見ると、一部の調査ではあるが次のとおりとなる。

	久留米市	八女市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	上陽町	広川町
吸引率	78.8%	25.0%	20.1%	61.8%	62.0%	39.1%	20.0%	36.5%
来街指数	100.0%	30.3%	24.0%	40.2%	11.5%	29.7%	0.0%	7.0%

(資料：H11版久留米商圏調査報告書)

〔考察の結果〕

久留米市の平成10年の消費者調査によると、「洋服」「呉服・反物」「靴・履物」「カバン・バッグ」の買回性の高い4品目を久留米市内の店舗で購入する割合(吸引率)は、城島町の62.0%、北野町の61.8%、三潞町の39.1%、広川町の36.5%と多くの住民が久留米市で買い物をしている。同年の来街者調査によると、北野町の40.2%、八女市の30.3%と吸引率と同様に、久留米市との関係が分かる。他の調査がないので断定できないが、いずれにしてもこの地域内の関係は強いものがある。

- ※ 消費者調査：平成10年9月に久留米市周辺42市町村並びに、大牟田市、佐賀市、日田市に居住する4,000世帯を対象とした郵送調査により実施した。
- ※ 来街者調査：平成10年9月25、27日の両日、「西鉄久留米駅」「一番街商店街」「六ッ門・あけぼの商店街」の3地点で、10：00～17：00の間、調査員による街頭での聴取調査を1,500人に対して実施した。

⑤施設の広域共同利用の状況

本地域の各構成自治体における公共施設で、住民の利用を目的に建設された施設が、住民や事業者の活動の広域化等に対応し、広域利用をされているかどうかを調査すると、次のとおりである。

市・町名	主な公共施設名	現在の広域共同利用の有無	合併後の共同利用の可否	住民、住民外で料金格差の有無
久留米市	久留米市民会館	有	可	無
	え〜るピア久留米	有	可	無
	久留米文化財収蔵館	有	可	無
	久留米埋蔵文化財センター	有	可	無
	石橋美術館・石橋美術館別館	有	可	無
	石橋文化ホール	有	可	無
	石橋文化会館	有	可	無
	文化センター共同ホール	有	可	無
	久留米市勤労青少年ホーム	有	可	無
	筑邦市民センター多目的棟	有	可	無
	耳納市民センター多目的棟	有	可	無
	草野歴史資料館	有	可	無
	山辺道文化館	有	可	無
	有馬記念館	有	可	無
	荘島体育館	有	可	無
	東部地区体育館	有	可	無
	西部地区体育館	有	可	無
	筑後川漕艇場	有	可	無
	武道館	有	可	無
	野球場	有	可	無
	弓道場	有	可	無
	桜花台体育館	有	可	無
	桜花台野球場	有	可	無
	久留米市温水プール	有	可	無
	勤労青少年ホーム多目的ホール	有	可	無
	新宝満地区野球場	有	可	無

八女市	べんがら村	有	可	無
	中央・東・西公民館	有	可	無
	多世代交流館	有	可	有
	総合体育館	有	可	有
	図書館	有	可	無
	文化会館	有	可	無
	市町村会館	有	可	有
	勤労青少年ホーム	有	可	有
	市民球場	有	可	有
	運動公園	有	可	無
	歴史資料館	有	可	無
	伝統工芸館	有	否	無
	横町町家交流館	無	可	無
田主丸町	勤労青少年ホーム	有	可	有
	中央公民館	有	可	無
	町民グラウンド	無	可	無
	武徳館	無	可	無
北野町	体育センター	有	可	有
	町民グラウンド	有	可	無
	中央公民館	有	可	有
	ふれあい交流センター	有	可	有
城島町	総合文化センター	有	可	有
	ふれあいセンター	有	可	有
	勤労者体育センター	有	可	有
	農村環境改善センター	有	可	有
三潆町	図書館	有	可	無
	各体育施設	有	可	無
	町公民館	有	可	無
	福祉センター	有	可	無

上陽町	ほたと石橋の館	無	可	無
	ふるさとわらべ館	無	可	無
	農業活性化センター	無	可	無
	中央公民館	無	可	無
	春の山公園グラウンド	無	可	有
	町民体育館	無	可	有
	サロジ池キャンプ場	無	可	無
	地域福祉センター	無	可	有
広川町	産業展示会館	無	可	無
	保健・福祉センター	無	可	有
	町民研修センター	無	可	無
	武徳館	有	可	有
	運動公園	無	可	無

〔考察の結果〕

公共施設については、広域的な利用を目的に設置された施設も多く、それらの施設は共同利用に供されているが、施設の種類によっては料金格差や予約制限がある等行政界により制限がある施設も散見される。

しかし、合併することにより通勤・通学先と居住地が同一の行政区域となり、現在利用できない公共施設を利用することができるようになる。例えば、現在田主丸町から久留米市に通勤されている人が、通勤先にどんなに近くても久留米市立の保育園に入園はできないが、合併することにより入園することができる。

⑥広域行政組合の構成状況

広域行政組合については、それぞれの広域行政課題に対応し組織されたものであり、その広域行政課題に関する共同処理を行ってきた歴史から、その面における一体感が生じている。広域行政組合の実情は、共同処理業務に応じて構成団体が異なっている。本地域の構成自治体を含む広域行政組合を一覧表にすると、次のとおりである。

事 務 組 合 の 名 称	久留米広域合併任意協議会を構成する市町								構成外市町村	共同処理業務
	久留米市	八女市	田主丸町	北野町	城島町	三潆町	上陽町	広川町		
久留米広域市町村圏事務組合	○		○	○	○	○			小郡市、大川市、吉井町、浮羽町、大木町、大刀洗町	広域圏計画策定
浮羽老人ホーム組合			○						吉井町、浮羽町	養護老人ホームの設置及び管理運営
福岡県南広域水道企業団	○	○		○	○	○			柳川市、筑後市、大牟田市、高田町・立花町、大和町	用水供給
山神水道企業団				○					筑紫野市、太宰府市、三井水道企業団の一部	用水供給
三井水道企業団				○					小郡市、大刀洗町	末端給水
八女西部広域事務組合		○			○	○		○	筑後市、立花町 大川市、大木町	可燃ごみ・不燃ごみ等
		○				○		○		火葬場
八女・筑後広域市町村圏事務組合		○					○	○	筑後市、黒木町、立花町、星野村、矢部村	ふるさと市町村圏計画策定等
甘木・朝倉・三井環境施設組合				○					甘木市、朝倉郡大刀洗町	可燃ごみ・不燃ごみ等
大川市外1市2町衛生組合									柳川市、大和町、三橋町	し尿処理
浮羽郡衛生施設組合			○						吉井町、浮羽町	ごみ処理・し尿処理
両筑衛生施設組合				○					筑紫野市、太宰府市、小郡市、大刀洗町	し尿処理
田主丸町・吉井町衛生施設組合			○						吉井町	火葬場

久留米市外4市町高等学校組合	○			○					甘木市、小郡市、 大刀洗町	高等学校
福岡県南広域消防組合			○	○	○	○			小郡市、吉井町、 浮羽町、大刀洗町、 大木町	消防・救急
久留米市外3市町新川組合	○			○					小郡市、大刀洗町	河川維持管理
花宗用水組合		○							筑後市、黒木町	農業水利
山の井用水組合		○							筑後市	農業水利
公立八女総合病院組合		○					○	○	黒木町、立花町、 矢部村、星野村	病院など
老人ホーム八媛苑組合		○					○	○	黒木町、立花町、 矢部村、星野村	養護老人ホーム等
浮羽郡自治会館組合			○						吉井町、浮羽町	自治会館の管理運営
八女東部広域衛生施設組合							○		黒木町、矢部村、 星野村	ごみ処理
八女中部衛生施設組合		○						○	立花町	し尿処理
八女地区消防組合		○					○	○	黒木町、立花町、 矢部村、星野村	消防・救急業務

＊構成市町が関係するその他の広域行政の状況

福岡県介護保険広域連合

○構成市町の加入状況・・・田主丸町、北野町、城島町、三潞町、上陽町、広川町

○事業内容・・・・・・・・・・介護保険業務

〔考察の結果〕

広域行政の状況であるが、本地域の構成団体が参加する広域行政組合は多岐にわたっており、各組合の設立事由や経緯により事務内容ごとに構成団体が異なっている。その結果、広域的な行政課題への対応が入り組んでおり、一方の課題が他方の解決の選択肢を狭める場合などもある。

広域行政は、意思決定に組合議会等の組織的手続きが必要であり、時間やコストの面から課題を抱えていること。さらには、組合と、組合がサービスを提供する住民との関係が薄く、民主主義の視点からの課題を抱えていること。これらの広域行政の課題を踏まえると、市町村合併により一体化することが抜本的な対応となる。しかし、これまでの経過を考慮し、次善の対応方法として、個々別々の広域行政組合による単一の事務対応ではなく、複合事務組合など効率的な広域行政化を図る必要がある。本地域の構成団体が合併することにより、従来からの広域行政の枠組みの変更による広域行政の効率化を図る契機となることが考えられる。

(3) 久留米広域合併任意協議会で合併した場合のその他の効果

本地域が合併することによって得られる効果については、財政的な面、要員のな面、専門的サービス提供の面、通勤・通学依存率及び商圈状況から推測される日常活動における一体感と広域行政体制の面、施設の広域共同利用の面からの考察の結果明らかであるが、その他にも次に掲げる効果がある。

① 広域的な行政施策への対応

広域的な調整や取組みを必要とする施策が効果的に展開できる。例えば、現在久留米市にある坂本繁二郎のアトリエや生家と、八女市にある各種資料や記念イベントとの連携、更には青木繁・古賀春江そして石橋美術館等との連携を図ることによる、(仮称)アートロードの設定による観光資源の重積効果を積極的にPRすることにより相乗効果が得られる。また、施設観光と体験観光を組み合わせることにより、観光の魅力アップを図ることができる。

② 職員の資質・能力の向上への対応

行政ニーズの高度化・多様化に適切に対応するためには職員の資質・能力の向上が求められるところである。特に公務サービスは人的サービスが基本であり、サービスの向上はその担い手の技能によるところが大半である。しかしながら、小規模自治体では勤務時間中の集団研修や、勤務を離れて一定期間を要する資格研修等は、勤務体制及び事務作業量からは困難である。一定規模の職員態勢により、相互に業務対応の連携を図ることにより、研修を効果的に実施することが可能となる。

(4) 久留米広域合併任意協議会の合併による中核市の実現

本地域で合併した場合の効果のなかで、一般的な市町村合併と異なるものとして、中核市の指定要件を満たす都市となることがある。具体的には、合併後の人口規模が、30万人を超えることにより、地方自治法に定める中核市の指定要件に該当することとなる。中核市は、平成6年の地方自治法の改正により創設された制度で、政令市に次ぐ都市であり、これからの分権型社会のモデルとしてふさわしい都市として、多くの事務権限が移譲されている。また、財政基盤の整備のためにも一般の市より手厚く対応されている。

中核市は、平成14年4月現在で全国に30市が指定されており、地方分権の先進都市としてまちづくりを進めている。中核市への移行の効果であるが、大きく3点期待される。

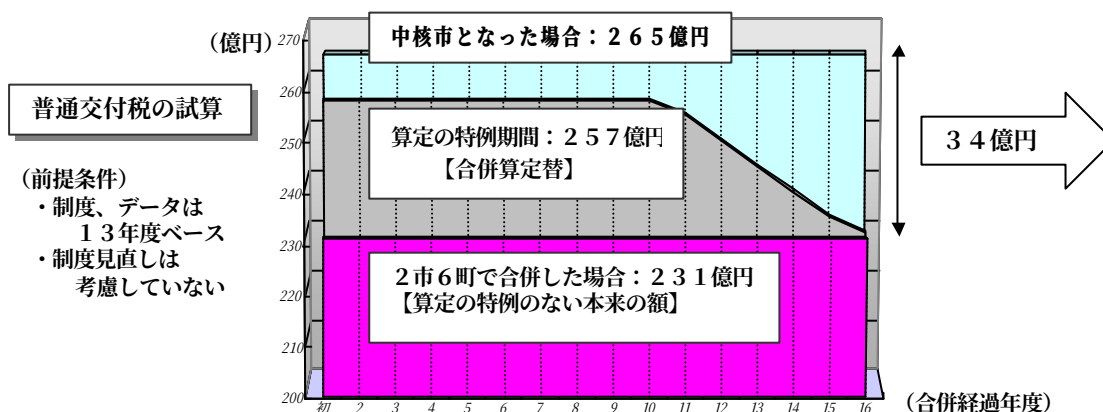
第1に、住民サービスの向上が図られる。住民生活に関連する多くの事務が、市町村でサービス申請の受付を行い、県がその許認可を行うという二段階の処理となっている。その結果多くの人手と時間を要している。中核市になることにより、市で受付から許認可まで一貫して事務作業を行うため、事務の簡素化と時間の短縮が図られる。また、市の事務権限が増大するので、住民ニーズに的確に対応したきめ細かな施策展開が容易になる。

第2に、個性的なまちづくりができる。都市計画に関する事務権限等の移譲により、開発や土地利用の面、環境保全や景観形成の面などから個性豊かな魅力あふれるまちづくりを、積極的に進めることができる。

第3に、都市のイメージアップが図られる。中核市は政令市に次ぐ都市として位置づけられており、都市の格の向上やイメージアップが図られ、全国的にも情報発信が容易になる等、観光、コンベンション(※)、企業誘致などの面から期待される。

特に、本地域は県北地域の福岡市及び北九州市の両政令指定都市の周囲に位置し、中でも福岡都市圏に近接している。福岡県のみならず九州全域を圏域とする福岡都市圏の高次都市機能、大規模な市場性や中枢都市機能を有効に活用しながらも、福岡都市圏と異なる魅力を有する地域として独立した存在意義を確立することが、これからの都市づくりにおいては求められる。その確立にあたっては、中枢的な高次都市機能は別として、一定程度の高次都市機能や市場規模を確保することが必要である。さらに、福岡市への過度な一極集中の弊害を防ぎ、県南地域としての機能分担を図ることも重要である。その意味からも中核市実現の意義がある。

さらに中核市になると、財源措置の面でも普通交付税が平成13年度ベースの試算では、算定の特例期間を過ぎた後も毎年度34億円のプラスを継続することができる。



※合併後10年間は、算定の特例期間があり一定額の確保が可能だが、その後5年間の間に段階的に縮減される。【合併算定替】

現在、全国で中核市の指定を受けている所は、都市づくりの面で先進的な取組みを進めている所であり、これらの都市との連携により、先進的な都市づくりに取組むにあたっての情報収集や情報交換などが円滑に進む。

※コンベンション：会議、集会、大会のこと。特定の目的で多数の人が集まることにより、その結果として地域経済が活性化することが近年注目されている。

○全国の中核市の一覧表（平成14年4月現在）

宇都宮市	新潟市	富山市	金沢市	岐阜市	静岡市	浜松市	堺市
姫路市	岡山市	熊本市	鹿児島市	秋田市	郡山市	和歌山市	長崎市
大分市	豊田市	福山市	高知市	宮崎市	いわき市	長野市	豊橋市
高松市	旭川市	松山市	横須賀市	奈良市	倉敷市		

○中核市のサービス向上の事例

中核市になると、次のようなサービス向上が想定される。

行政サービスの効率化が進む 【例えば】 身体障害者手帳の交付や心身障害児の補装具・日常生活用具の給付・貸与にかかる期間が半分以上に短縮される。	きめ細かな行政サービスを提供できるようになる。 【例えば】 産業廃棄物の不法投棄があった場合、よりすばやく対応できるようになる。
独自のまちづくりを展開しやすくなる 【例えば】 都市計画に関する事務が移譲されることにより、地域の実情に応じた独自のまちづくりが展開できるようになる。	市全体の活性化につながることを期待される 【例えば】 中核市に移行したことにより、市としてのステータス(格)が向上し、市全体の活性化などにつながる波及効果が期待される。

出典：中核市連絡会パンフレット

(5)久留米広域合併任意協議会が対象とする地域の概要

本地域は、福岡県の南部に位置し、耳納山系や八女丘陵など変化に富んだ地形を有している。また、河川としては九州一の大河である筑後川と、清流矢部川の2水系が貫流している地域である。

歴史的には、国指定岩戸山古墳、大塚古墳、筑後国府跡など多くの文化財に見られるように、古来より県南地域の中心地域として発展してきた。江戸時代には、その初期の一時期(筑後藩)を除き、矢部川を境界とする柳川藩と共に筑後の国を二分する久留米藩に属する地域である。

本地域の特性であるが、先ず全般的な地域特性として、自然豊かな地域と高次都市機能を有する都市地域が隣接している地域であり、これからの環境と共生した豊かな暮らしを実現するにふさわしいポテンシャル(※)を有する地域である。

産業面での特性としては、基幹産業としての米作を中心とした農業地域と、そ菜、植木、果樹、茶、花卉、い草などの集約的な、付加価値の高い農業地域が混在している地域である。地形的にも上陽町や久留米市・田主丸町・広川町の一部を除き平地が大半であり、その地勢的特性と豊かな水を活用して農業生産に適した地域である。また、歴史的にも早い時期から野菜生産に取り組む等多種多様な農業が営まれている。

また本地域は、九州自動車道、JR鹿児島本線や久大本線、西鉄天神大牟田線や甘木線と主要な公共交通機関の利便性が高く、交通の要衝の地である。

さらに久留米地域は旧来から筑後地域の中心地として商業機能、医療機能等の都市機能を担い、県南地域の中核都市として発展してきた。

※ポテンシャル：潜在する能力、可能な能力のこと。

○本地域の人口及び世帯数の推移 (面積：Km²、上段：人口(人)、下段：世帯数)

	面 積	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年
久留米市	124.68	194,178	216,972	228,347	236,543
		50,270	65,029	75,123	88,777
八女市	39.34	38,848	39,408	39,816	39,610
		9,040	10,265	10,751	11,781
田主丸町	50.99	23,106	22,437	22,230	21,532
		5,006	5,176	5,290	5,732
北野町	20.49	11,739	13,384	15,294	17,404
		2,492	3,140	3,810	4,855
城島町	17.58	14,057	13,975	14,063	13,946
		3,025	3,298	3,543	3,858
三潆町	16.10	12,123	13,523	14,731	15,459
		2,576	3,212	3,730	4,390
上陽町	59.32	5,834	5,483	4,953	4,223
		1,316	1,281	1,250	1,181
広川町	37.91	15,065	17,154	18,629	19,779
		3,363	4,272	5,182	5,918

(資料：国勢調査)

○年齢別人口(平成12年10月1日現在・年齢不詳者を除く)

	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
	人	%	人	%	人	%
久留米市	37,450	15.8	160,639	67.9	37,883	16.0
八女市	6,416	16.2	24,788	62.6	8,403	21.2
田主丸町	3,317	15.4	13,247	61.5	4,968	23.1
北野町	2,824	16.2	11,572	66.5	3,008	17.3
城島町	2,236	16.0	8,868	63.6	2,842	20.4
三潆町	2,320	15.0	10,224	66.1	2,915	18.9
上陽町	550	13.0	2,477	58.7	1,196	28.3
広川町	3,118	15.8	12,851	65.0	3,810	19.2
計	58,231	15.8	244,666	66.5	65,025	17.7

(資料：平成12年国勢調査)

平成12年10月1日現在の全国平均の高齢化率は17.4%であり、本地域の平均とほぼ同じである。今後の高齢化の状況であるが、平成13年10月1日現在で全国平均で18%であるが、高齢者人口は平成32年(2020年)まで急速に増加し、その後おおむね安定的に推移すると見込まれ、平成27年には26%、ほぼ4人に1人が高齢者という社会を迎える。

○産業別就業人口（平成 12 年 10 月 1 日現在）

	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
	人	%	人	%	人	%
久留米市	4,312	3.9	23,585	21.3	82,907	74.8
八 女 市	2,366	12.3	5,246	27.3	11,619	60.4
田主丸町	3,360	30.9	2,386	21.9	5,134	47.2
北 野 町	1,265	14.9	2,019	23.8	5,201	61.3
城 島 町	563	8.3	2,575	38.2	3,614	53.5
三 潑 町	806	10.6	2,324	30.4	4,506	59.0
上 陽 町	674	30.8	511	23.4	1,003	45.8
広 川 町	1,430	15.1	2,694	28.6	5,305	56.3
計	14,776	8.4	41,340	23.6	119,289	68.0

（資料：平成 12 年国勢調査）

○産業の状況

		久留米市	八女市	田主丸町	北野町	城島町	三潑町	上陽町	広川町	計	福岡県計	割 合
農 業	農家数	3,581	1,711	2,209	908	723	878	527	859	11,396	81,849	13.9
	うち専業農家	659	368	489	197	114	130	101	247	2,305	13,808	16.7
	農業就業人口	5,349	2,762	3,785	1,635	1,038	1,198	807	1,626	18,200	110,607	16.5
	農業粗生産額(百万円)	13,720	10,520	8,650	5,300	2,350	3,290	2,150	5,470	51,450	238,800	21.5
製 造 業	事業所数	463	169	31	19	81	47	11	84	905	8,638	10.5
	うち300人以上	3	0	1	0	0	0	0	1	5	98	5.1
	従業者数	11,507	3,018	982	353	1,134	621	106	2,403	20,124	252,420	8.0
	製造品出荷額等（百万円）	182,287	42,415	16,171	6,948	19,339	6,493	1,102	53,420	328,175	7,367,880	4.5
卸・小売業	事業所数	4,204	809	269	122	175	139	63	218	5,999	76,217	7.9
	うち50人以上	43	11	3	1	0	4	0	0	62	1,105	5.6
	常用従業者数	29,218	4,540	1,436	736	552	1,616	210	987	39,295	541,281	7.3
	年間販売額（百万円）	974,373	96,502	24,111	17,871	9,427	27,578	2,112	30,179	1,182,153	26,648,470	4.4

（資料：福岡県の農林業—2000 年世界農林業センサス結果—・平成 11 年福岡県の商工業）

農業における農業粗生産額は県下で第 1 位、九州でも第 1 位である。また、製造業では、製造品出荷額は県下第 5 位である。卸・小売業の年間販売額では県下第 3 位である。

○主要農産物の状況

(単位：千万円)

	1		2		3		4		5	
久留米市	庭園樹苗木	276	米	190	生乳	147	いちご	89	レタス	64
八女市	きく	290	茶(生葉)	158	いちご	123	米	73	荒茶	72
田主丸町	庭園樹苗木	378	米	99	鉢もの類	87	ぶどう	68	かき	38
北野町	米	71	レタス	67	ほうれんそう	61	にら	49	パセリ	39
城島町	いちご	68	米	67	小麦	30	生乳	24	鶏卵	14
三潞町	鶏卵	96	米	77	いちご	49	小麦	23	生乳	22
上陽町	茶(生葉)	58	豚	55	荒茶	24	いちご	23	米	10
広川町	いちご	203	ぶどう	70	きく	64	米	26	なし	25

(資料：平成12年生産農業所得)

4. 新市まちづくり構想における基本理念

新市まちづくり構想は、本協議会を構成する各自治体が、これまで長年にわたって主体的に取り組んできた都市づくりの舵を大きく転換し、歴史的な社会環境の変化と厳しい地方財政に対応し、地域住民の福祉の向上と今後の県南地域の浮揚・発展をめざし、積極的に新たな歴史の扉を開こうとするものである。その視点からは、市町村合併を機に、市町村合併に伴うデメリット(懸念される事項)を格段に上回る、地域住民が真に希求する新たな都市づくりを実現することこそが必要である。そしてそれは、これまでの地域振興を継承しながらも、新しい枠組みの中で、地域が有する人材、文化、歴史、産業等の資源を相乗的に活かす、21世紀の新しい発想に立つまちづくりに取り組むことである。そのまちづくりにあたっては、次に掲げる基本理念を尊重した取り組みとする。

(1) 地域の特性を活かした都市づくり

地域の特性は、それぞれの自治体が、長年にわたって積み重ねてきたまちづくりの成果が、歳月の中で淘汰され、熟成して現在の地域の歴史・個性として継承されているのである。新たな都市づくりにあたっては、これまでの各地域のまちづくりの営みである地域個性を尊重し活かしながら、新しい時代にふさわしい新市としての地域個性の形成に取り組む必要がある。

地域の歴史・個性、そこに暮らす住民、そしてその土地やまちが渾然としてその地域の特性を創っている。地域の特性は、それぞれの地域が総体的な独自の営みにより形成されてきたものであり、それぞれに異なっている。これまでの都市づくりにおける、地域の異なる個々の特性を否定した画一的な発想から脱却し、その異なった地域特性をプラスにとらえ、多様性ある都市づくりとして活かしながらも、新市として一体的な相乗効果が得られる都市づくりに取り組む必要がある。虹が、それぞれの色の個性をしっかりと持ちながらも、一体となった時に虹色となるように、各地域の特性がしっかりと確立しながらも、お互いの地域が相互補完的に機能を高めあい、集積して地域機能を高めあ

いながら本地域の多様な魅力を創出する地域特性を活かした都市づくりをめざすこととする。

(2) 中核市として地域をリードする都市づくり

県南地域は、近年、福岡都市圏の活力・発展に比較すると、豊かな資源と地域ポテンシャルに恵まれながらも、地域経済が停滞するなど厳しい状況に置かれてきた。しかしながら、新たな時代環境は、自然との共生など環境志向の価値観、いのちと暮らしを支える新たな農業志向のライフスタイルを志向している。また、都市の利便性をひたすら求めてきた生活は都市住民に疲れをもたらし、暮らしの中で真に豊かさと喜びを実感できる生き方が求められている。本地域は、新たな時代環境にふさわしい地域資源を活かし、県南地域の新たな時代環境に対応した都市づくりをリードする役割を果たす必要がある。本地域は、分権型社会の先進的モデル都市＝中核市として、新時代の戦略に立脚した新たな発想のもとに、県南地域をリードする都市づくりをめざすこととする。

(3) 住民主体のネットワーク型都市づくり

これまでの行政主導の都市づくりから、住民と行政が協働して進める都市づくりへの転換が求められている。特に各地域を大切にし、その地域の住民と協働する都市づくりが必要である。それは、多様な価値観と暮らしを有する住民と協働するまちづくりである。それぞれの地域が、画一的な価値観にとらわれない、各地域の住民の個性・活動を活かしたまちづくりに取り組むには、それぞれの地域住民の個性・活動に対応して柔軟に中心的役割を果たす地域が変わり、各地域の住民がその活動特性を活かして連携するネットワーク型でなければならない。多様な地域個性を積極的に活かす発想を持つ住民が主体的に活動し、多様なネットワークを形成する都市づくりをめざすこととする。

(4) 総合性と戦略性を基調とした都市づくり

これからの都市づくりにおいては、各都市が置かれた地域状況を考慮せずに進めてきた全国的に画一的なフルセット主義の都市(いわゆる全ての都市機能を備えた都市)づくりから、自己決定・自己責任の原則の下に、各地域の現況を踏まえて、限られた財源を有効に活かす都市づくりへと転換することが求められている。総花から総合へ、「あれもこれも」から「あれかこれか」へと、都市づくりの方向を的確に選択し、総合的に展開することが求められている。また、都市づくりの方向の選択・決定にあたっては、各地域の置かれた状況と、時代潮流を踏まえながら、戦略的視点から都市づくりの方向を見極め決定する必要がある。総合性と戦略性を基調とした都市づくりをめざすこととする。

久留米広域合併に関する

各

論

1. 新市がめざす都市像と地域像

久留米広域合併により誕生する都市は、4つの基本理念のもとに、次に掲げる都市像をめざして施策を展開する。

(1) 緑に出会い、緑を感じ、緑を育て活かす都市

本地域の特性である農業を取り巻く環境は、戦後の農業改革以来の歴史的な変革に直面している。わが国の食料・農業・農村施策の基本根拠であった農業基本法は全面的に見直され、平成11年に「食料・農業・農村基本法」として施行された。新法では、「食料の安定供給」「農業の有する多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の4つを基本理念に掲げ、具体的な取組みが進められた。その食料・農業・農村分野における基本方向として3つの方向がある。第1に、人の命、健康に関わる良質な水と食料等の確保を図るヒューマン・セキュリティ(※1)の方向である。第2に、安全な国土を確保し、安心して暮らせる社会を保障すると共に、地域に密着した産業の活性化を図る観点から農業の構造改革を推進する方向である。第3に、都市と農村の共生と交流を通じて農村の新たな可能性を切り開き、循環型社会の実現をめざす方向である。

また、BSE(※2)や輸入食材における残留農薬、食品表示に対する不信など、食料を取巻く消費者の不信は、安全で安心な食の提供と信頼を確保する方策が求められている。

これらの大きな変革における新たな取組みは、九州において第1位の農業粗生産額を誇り、わが国でも有数の農業地域である本地域の、これからの地域づくりの方向を指し示しているものでもある。

本地域は、新たな21世紀のライフスタイルであるスローライフ(※3)を展開する地域として、緑をキーワードとした地域づくりを展開する。

第1に、緑に象徴される本地域の自然の豊かな多様性、さらには本地域の産業である植木や花卉、果樹、野菜などの農業生産の現場が、人手により織り成された自然として都市地域を取り巻き、それらの花と緑を都心部に活かそうと取り組んでいる地域である。地域全体を緑の風が吹き、緑に染め上げて、春夏秋冬の季節の流れをゆったりと感じる、緑の風に出会い、緑に囲まれて暮らす地域である。それは、都会との交流の魅力となり、地域の暮らしの魅力となる。来て、見て、触れて、感じて、暮らしたくなる地域である。

第2に、本地域の産業の特性である農業を基盤として、1次産業から3次産業までの全産業を総合した6次農業の創出である。それは、本地域の豊富な地域農業資源を活かしながら、本地域にしかない食材を生産し、本地域で食してこそ美味しい食材に加工し、本地域の自然のロケーション(※4)と心温まるサービスがあいまって醸し出される食空間での豊かな喜びに満ちた時間(スローフード※5)を提供する。また、有機農法やエコファーマー(※6)などにより安全な食材を生産し、顔が見える方法で安心して販売するとともに、それらの農業情報をマーケットイン(※7)の考え方でニーズに対応して的確に提供する。そして、地域の安全な美味しい食材を地域で食する地産地消を進め、食

と農を通して地域と人との交流を促進していく地域である。さらには、全国有数の本地域の特産物である苗木・花卉、お茶、いちごの生産・販売振興を図り、みどりの王国をアピールする地域である。

また、地域の農業資源やこれまで培ったノウハウを活かしながら、福岡バイオバレー構想と連携しながら、新たなバイオ産業の創出を進めていくと共に、本地域に豊富にある有機資源を活用し、自然にやさしい持続的に発展可能な循環型社会の形成を図るバイオマス(※8)に先進的に取組み、緑をベースにした競争力ある新たな戦略的産業の育成を図る地域である。まさに本地域の豊富な緑を育て活かす地域戦略を総合的に展開する都市をめざす。

- ※1 ヒューマン・セキュリティ：人（生命）の安全性のこと。
- ※2 B S E：牛海綿状脳症のこと。脳がスポンジ状になり死に至る。
- ※3 スローライフ：ゆっくり、のんびり人生を楽しもう、心の豊かさを大切にしようとする生き方を提唱したことば。
- ※4 ロケーション：場所や位置のこと。
- ※5 スローフード：ゆっくり楽しんで食事をする事。
- ※6 エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条に基づき導入計画を知事に提出して認定を受けた農業者の愛称名のこと。
- ※7 マーケットイン：製造業の生産部門に販売部門を取り込み、市場情報を反映して在庫管理等をする方法のこと
- ※8 バイオマス：生物有機体をエネルギー資源として見る考え方を示したもの。農林水産省でバイオマス・ニッポン総合戦略の策定が進められている。

(2)歴史と伝統に出会い、歴史と伝統を感じ、歴史と伝統を育て活かす都市

価値観の変化に伴い、モノよりココロの豊かさを求める人がますます多くなっている。ココロの豊かさを感じるためには、自然の素晴らしさとともに、人々の長年にわたる営みが実を結び、現在に継承されている歴史と伝統の存在が重要である。

本地域は、古来より多くの人々が定住し活動してきた。それらの歴史が文化財や伝統的建造物として残り、多くの民俗行事として現在に受け継がれている。それらは、それぞれ地域にとってこれまでの歴史の証であり、地域住民の拠り所であった。祭を共に準備し、共に喜ぶことによって、地域が地域としてまとまり受け継がれてきた。これらの伝統・歴史は、地域にとってはふるさと意識、ふるさとへの愛着の基盤となるものであり、また、ふるさとへの憧れとなるものである。また地域の暮らしは、歴史や伝統などの地域文化がその豊かさを支えている。

本地域は、心の拠り所であり、ふるさとの基盤となる歴史と伝統をキーワードとした地域づくりを展開する。

そのために歴史と伝統を保存するための取組みを進める。地域の未来を担う子どもた

ちが、地域の伝統や文化を通してまちづくりに参加することは、子どもたちの豊かな心やたくましさを培うと共に、伝統行事や歴史の後継者を育てていくことにも繋がる。そしてそれは、コミュニティへの帰属意識を育てることでもあり、グローバル社会において地域人としてのアイデンティティ(※)を育成する上でも重要である。いま、子どもたちに生きる力を育むことが求められている時、歴史と伝統を体験することを通して自ら学び自ら考え、自ら表現する力を身につけることが重要である(例えば、中学校の音楽では邦楽に3年間を通じて1課程取組む)。このため、これらの歴史や伝統を子どもたちに伝えと共に、これらの歴史や伝統を子どもたちに伝えるためにも、地域文化を支える人材の育成に取り組むこととする。そして歴史と伝統に支えられた地域文化による豊かな暮らしが展開される地域をめざす。

また、歴史と伝統に培われた伝統工芸品や地場産業の技術や技法を活かし、新たな時代にふさわしい新商品の開発や製品の需要開拓を図っていく取組みを進め、新ふるさと特産品を創出する。

さらにこれらの歴史や伝統に裏づけされた地域文化の多様性は、地域の多様な魅力に厚みをもたせることになり、都市住民にとって真に魅力ある地域を創造する。都市との交流を促進するためにも、歴史と伝統が息づく都市をめざす。

※アイデンティティ：自分が自分であることの証明。自己同一性。

(3) 人の笑顔に出会い、人のやさしさを感じ、人の知恵を育て活かす都市

これからの地域づくりにおいて何よりも大切なのは人である。人が、全ての活力の源泉である。人がその持てる能力と個性を発揮し、活躍できる仕組みと場があることが、その地域を活力あるものとし、住み良い場所とするのである。

本地域においても、全国的な少子高齢化と軌を一にしながら、高齢化が進むことになるが、高齢化を否定的に受け取るのではなく、生涯現役社会の仕組みを構築することにより、社会の活力をさらに高めることが必要である。また、男女共同参画社会については、性別にかかわらずにその個性と能力を充分に発揮し、社会参加できる男女共同参画社会を実現することにより、誰しものが生き活きとして活躍する地域づくりとなる。これらの基本にあるのは、一人ひとりの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を大切にする地域づくりである。

本地域は、地域づくりにおいて何よりも大切にするものとして人をキーワードとした地域づくりを展開する。

これまでは会社生活と社会生活が定年により截然と区切られ、雇用の場が失われることにより人としての活躍の場が失われたかの様に思われていたが、今後の地域づくりにおいては、会社生活などで培った能力・経験を生かし、社会に積極的に参画・参加する生涯現役社会づくりに取り組むこととする。

また、生き活きとした人、やさしい人、魅力ある人がいる地域は、そこを訪れる人に

とっても楽しい思いを共にできる地域であり、また人に会いたくて来たくなる地域である。ＱＯＬ(人生の質)が求められる時代であって、人と人との出会いは重要であり、多様な魅力と能力を有する人材を積極的に招き、育て、定着を進める取組みを展開する地域づくりをめざす。

特に地域の未来を担う子どもにとっては、異なった世代の人々と出会い、交流することによって社会人として育つのである。しかしながら、現在はそれらの機会がますます減少している。それらの交流と体験の機会を積極的に増やすことに取組むこととする。

また、地域づくりには人の知恵が必要である。人の知恵が新たな産業を創出し、新たな地域文化を生み、地域の魅力を形づくるのである。そして、その知恵を育てるのは、地域社会での様々な交流であり、そこにある教育・研究機関である。その意味からは、高等教育機関や研究機関を誘致するとともに、多様な分野の教育・研究機関の集積を高めていく地域づくりをめざすものである。

さらには、経済発展を担うのは人であり、人の知恵である。多様な発想を産業に活かし、自ら新たな分野の事業化や新たなアイデアを活かした創業する気概をもち、積極的にチャレンジすることが求められている。それらの人を、人の知恵を育て活かす都市をめざす。

本地域は、これらの『緑』『歴史と伝統』『人』をキーワードにしながら、住み良い地域、訪れたい地域、活力ある経済が展開されている地域が、相互に連携しながら総合的に取組む都市づくりを進めることとする。

(4)各エリアのコンセプト

これらの都市像をめざしながら、新市を構成する各エリアにおいて、エリアの特性が異なっているので、その特性に応じて重点的に取組むエリアづくりの基本方向を定めることが必要である。

具体的なエリアごとのコンセプトを次のとおりに掲げて、地域づくりに取組むこととする。

【久留米エリア】

久留米エリアについては、高度医療機関である久留米大学附属病院をはじめとする全国的にも有数の集積された医療機関、久留米大学をはじめとする高等教育機関及び農業、林業、生物食品等の研究機関の集積、さらにはこれまで蓄積した都市施設・機能を活かしながら、本地域における医療・福祉・教育・研究・商業等の機能を担うエリアとしてまちづくりに取組むこととする。

【八女エリア】

八女エリアについては、全国ブランドの八女茶や電照菊など“心の安らぎ”を生む農

製品の生産拠点エリアとして振興を図るとともに、九州自動車道八女インターチェンジの交通利便性を活かしつつ、内発型工業の振興を図る地域づくりを展開することとする。

また、仏壇、提灯、石灯籠、手すき和紙などの伝統工芸の里と位置づけ、八女福島の町並み保存（いわゆる国の伝建地区指定）や健康増進施設「べんがら村」とも重ね合わせて、交流人口拡大の中心を担う地域づくりを進めることとする。

さらに、八女東部・西部地区の中間に位置する地理的条件のもと、市域南部の副都心と位置づけ、それにふさわしい新機能を持った地域づくりに取り組むこととする。

【田主丸エリア】

田主丸エリアについては、これまで培ってきた全国緑の供給基地としての地位を維持しながら、生産・流通関連施設の整備を図り、日本一の規模を誇る緑化産業の中心地域としての機能を高める。また、「緑」を活かしたまちづくりに取り組みながら、耳納連山や筑後川などの豊かな自然と人々の生活が調和した、新市における東部の副都心としての機能を担うエリアとする。

【北野エリア】

北野エリアについては、肥沃な土壌と豊かな水がもたらす県内有数の野菜生産地としての都市近郊型農業の振興を図るとともに、筑後川や旧陣屋川といった水辺空間など豊かな自然環境の保全、北野天満宮、コスモス街道といった観光資源、都市基盤、住環境の整備を行い、二つの高速道路へのアクセスの良さや西鉄甘木線など交通の利便性を活かした、快適でゆとりと潤いのあるまちづくりに取り組むこととする。

【城島エリア】

城島エリアは、筑後川とクリークに囲まれた豊かな水辺空間に恵まれ、平均標高 4.3m のフラットな地形を活かしながら、ユニバーサルデザイン（※）によるゆとりと潤いあふれる居住環境地域として位置づけている。また、これまで農村工業導入法等により企業誘致を積極的に推進し、環境関連産業・食品製造業などが立地した。酒造業・粘土瓦製造業などの古くからの地場産業振興とあわせて、農業と工業のバランスのとれた地域としてのまちづくりに取り組むこととする。

※ユニバーサルデザイン：できるかぎり全ての人に利用可能なように、製品、建物、空間をデザインすること。

【三潞エリア】

三潞エリアについては、西鉄天神大牟田線やＪＲ鹿児島本線など公共交通機関の利便性を活かし、広域幹線道路（県道三潞上陽線・久留米柳川線バイパス）の整備を促進して、交通ネットワークが形成された快適で安全な居住地としての都市機能を高める。ま

た、水と緑の自然環境を活かした水辺環境・景観整備や交流拠点整備を進め、都市型農業として、さらに安全、新鮮、高付加価値のある農畜産物・農産加工品の供給地をめざす。

【上 陽 エ リ ア】

上陽エリアについては、地域資源であるゲンジボタルの舞う清流をはじめとする自然環境と石橋群や水車、傾斜地に広がる茶畑や県内随一の森林の緑など独特の農村景観を再評価し、この貴重な資源を効果的に活用し、さらに交流拠点施設の“ほたと石橋の館”、“ふるさとわらべ館”、自然公園や地域の人材を活かしたグリーンツーリズムを推進することにより、福岡都市圏などとの地域交流エリアとしてまちづくりに取り組むこととする。

【広 川 エ リ ア】

広川エリアについては、九州縦貫自動車道広川インターチェンジを中心とした広域道路交通網の形成による工業生産・流通などの拠点づくりを進める一方、基幹産業、地域文化の源泉としての農業の更なる振興を図る。また、久留米餅などの伝統を継承しつつ、豊かな自然環境のなかで、多様な都市機能を併せ持つ快適な住環境エリアとして、潤いのある地域づくりに取り組むこととする。

以上であるが、これらのエリアについて新市の一体的な都市づくりと連携しながら、その地域特性を活かしたまちづくりの取組みの方向を示したところである。これからの各エリアのまちづくりの取組みにあっては、基本的に全ての面で良くなるのは困難であり、幾つかの選択肢の中から地域ポテンシャルを見極めながら、将来展望と意志を持って決断をせざるを得ない時代状況にあるとの認識のもとにある。まさに総合的・戦略的な地域づくりが求められている状況にあるが、本エリアの設定においては、現在の自治体におけるまちづくりを尊重し、その取組み方向を明らかにしたところである。今後の新市においては、新市全体のポテンシャル状況を踏まえて、エリア設定のあり方を含めて再考する必要がある。

(5) 各エリアが連携する都市づくり

また合併においては、各エリアの地域特性を相乗的に活かす取組みが重要であり、その具体的な展開として次の取組みを進めることとする。

○地域特性の相互補完的な活用による魅力の創出

新市の各エリアにおいて異なっている地域魅力を相互補完的に連携することにより、一体として魅力アップに繋がるとともに、新たな魅力を創出することができる。

〔具体的事例：観光資源の有機的連携〕

八女エリアの伝統工芸や八女福島の町並み、「べんがら村」などと、広川エリアの広川ダムや久留米かすり工房、上陽エリアのほたと石橋、八女丘陵地・古墳群、さらには田主丸エリアの観光農園、北野エリアのコスモス街道などを観光資源として有機的に連携させた観光ルートの設定と効果的なPRを行い、新市内居住者の周遊促進や、九州自動車道の市域の3つのインターチェンジ(久留米、八女、広川)を活かした、福岡都市圏などからの入込み客の増加を推進することとする。

また、城島・三潅エリアの酒蔵・伝統工芸品や久留米東部・田主丸エリアの花弁・植木等の緑化産業を含めた食や体験の観光開発に取り組む。

○地域特性の集積による魅力の創出

新市における特産物や産地が複数エリアにある時に、新市として一体となることにより集積度が高まり、対外的なアピール性の向上や情報発信力の強化、ブランド化などを図ることができる。

〔具体的事例：緑化産業の集積〕

田主丸エリアや久留米エリアの東部地域は、現在においても有数な植木・苗木の生産地であるが、新市として一体となることによって、マーケット情報や顧客ニーズを的確に把握し対応を図ると共に、市場動向に反映した生産活動の支援ができることとなる。

また北野エリアや久留米エリアの北部地域は、野菜等の都市近郊型の農業が盛んであるが、新市として一体となることによって、市場調査や市場開発などにより、多品目の新鮮な野菜を提供する生産体制づくりが支援できる。

○重点的投資による魅力の創出

これまでは各エリアにおいて全ての分野に対して投資が必要であったが、合併による一体的地域経営を展開することにより、都市機能の連携を図るとともに、それぞれのエリア特性の強化を目標とする重点的投資が展開できる。

〔具体的事例：居住環境整備の一環としての公共下水道〕

従来、公共下水道には多額の経費が必要であり、限られた予算の範囲内で投資に回せる経費の一部を充当して整備を進めてきたが、住環境の基盤として、合併支援特例債などの重点的な投資により公共下水道の早期整備を図ることができる。

2. 都市像・地域像を実現するための主要な施策

これらの都市像やエリアごとのまちづくりを進めるには、そのため必要な環境を的確に整備する必要がある。それらの施策としては、3つの視点からとらえる必要がある。第1に居住環境の整備の視点である。第2に、産業振興の視点である。第3に、交流促進の視点である。

第1の居住環境の整備については、住民の暮らしの面からすると、やはり水の確保、生活排水の処理、医療や福祉の整備、ごみなどの処理問題、住民自治活動が重要な課題である。また、子どもたちにとっては、教育も重要な課題である。

第2の産業振興については、本地域の重要な産業である農業の振興方策。さらには、地域の商業や働く場としての産業団地の整備と企業誘致等が重要課題である。

第3の交流促進については、各地域と医療機能などの都市サービス機能を有する中心エリアとのアクセス性、また本地域と福岡都市圏などのアクセス性、なakanずく公共交通機関のアクセス性が重要課題である。また、観光やコンベンション振興による福岡市をはじめとする各都市との交流も重要課題である。

以上のことを踏まえて、今後の都市像やエリアのまちづくり実現のための主要な施策について、その基本的な方向などについて明らかにする。

(1) 居住環境の整備に関する主要施策

本地域の住民にとって、先ず重要なのは住み良い居住環境の整備である。そのための施策展開にあっては、暮らしのいろいろな面からの環境整備が必要であるが、本構想においては特に以下の視点の環境が重要課題であるにとらえて、当該重要課題に対応する主要施策を明らかにする。第1に、居住環境の基盤である水道及び生活排水の処理並びにごみ処理等の生活環境である。第2に、日常社会生活におけるセーフティネット(※)である福祉施策である。第3に、日常の地域活動を支える住民自治活動である。第4に、子どもの中心活動を支える教育である。以下、その主要施策にあたっての具体的な基本方向を明らかにする。

また、これらの主要施策の展開にあたっては、各地域の歴史を尊重しながらも、これまでに蓄積された都市ストックを有効に活用することにより対応する。特に本地域は、中核市に移行することにより、民生行政に関する権限が移譲されることとなる。それらの移譲された権限を活用した主要施策の展開をも視野に入れた施策とする。

※セーフティネット：安全を守るための網のこと。最低限の生活を保障する安全策のこと。万一の事態に対する備えのこと。

① 水道に関する基本的な方向

住民生活の快適な暮らしに欠かすことができないのは、安全でおいしい水の安定した供給とともに、その水を安価な価格で受給することができることである。水道事業は、住民が健康で文化的な生活を営むうえで不可欠のものであり、また地域経済の発展を支える重要な役目も担っている。

貴重な水道水を安全に安定的にしかも安価な料金で供給することが水道事業の最大の使命であるが、水道水源の水質悪化等が懸念されるなか、水道事業の規模拡大による水質管理体制の一層の強化が求められてきている。

これらの要請に的確に応えるためにも、2市6町のなかで唯一浄水場を保有している

久留米市を中核とした供給体制の確立に向け、水道事業の統合を進めていくこととする。

また、現在大きな格差のある料金については、合併後当面は一般家庭用が最も安価な久留米市に合わせることを基本とし、一定期間後に抜本的見直しを行い、統一的な料金体系とする。ただし、口径の大きい業務用などの大口需要家料金については、法定協議会などにおいて協議・調整していく。

なお、こうした料金格差是正にあたっては、一般会計からの財政的支援を前提として調整することとする。

また、簡易水道の料金については、当該事業存続の間、合併後も現行料金を基本とする。

②生活排水処理に関する基本的な方向

生活排水処理は、住民の住み良い環境を整備するとともに、公共用水域の水質保全をはじめとする水環境の保全を図るものである。生活排水処理事業には3つの種類があり、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業である。各事業には一長一短があるものの、本地域においてはこれまでの経緯もあり各市町において異なった事業が実施されてきた。公共下水道事業は主として市街地を対象に、農業集落排水事業は農振地域内の農業集落に、それ以外の地域を対象に合併処理浄化槽事業が実施されてきた。

具体的には、八女市及び広川町は、平成9年度から矢部川流域下水道(公共下水道)により事業を実施している。補完的に合併処理浄化槽の設置補助をしている。田主丸町は特定環境保全公共下水道事業を平成16年度より着手予定としている。また、農業集落排水事業を3地区で実施する(1地区完了、1地区事業中、1地区計画中)とともに、補完的に合併処理浄化槽の設置補助をしている。北野町は、農業集落排水事業を2地区で供用開始している。また、補完的に合併処理浄化槽の設置補助をしている。三潞町は、合併処理浄化槽の設置及び維持管理の補助をしている。城島町は、特定生活排水処理事業(合併処理浄化槽)を実施している。

公共下水道事業は、その事業特性として広範囲の生活排水を安定的に処理できる事業であり、また施設や設備が一定整備されることにより、それらの施設・設備に余力があれば、その余力を有効に活用して生活排水処理が可能になる等のメリットもある。現在、本地域においては、矢部川流域下水道と久留米市公共下水道の両事業が実施されているが、施設余力等の有効活用と本地域の市街地の状況を考え合えると、両公共下水道を有効活用することにより効率的な生活排水処理事業が実施可能である。

八女市及び広川町については、現行の矢部川流域下水道事業を継続して実施する。上陽町については、中心市街地については現行の計画による特定環境保全公共下水道事業の導入を基本としながらも、流域下水道への接続についても検討を行うこととする。

次に田主丸町であるが、現行計画どおりに特定環境保全公共下水道事業による実施を基本としながらも、久留米市の公共下水道への接続についても検討を行うこととする。

北野町については、現行計画中の公共下水道については、効率性・経済性を考慮し、中継ポンプ場を建設して、久留米市の下水道に接続することを検討する。

三潆町については、現在全域を合併処理浄化槽事業にて実施しているが、計画的な面整備の促進を図るため、中心市街地および密集度が高い集落地については、公共下水道の導入を図ることとするが、単独の処理場建設のコスト面を考慮し、中継ポンプ場を建設し、久留米市の公共下水道に接続することを検討する。

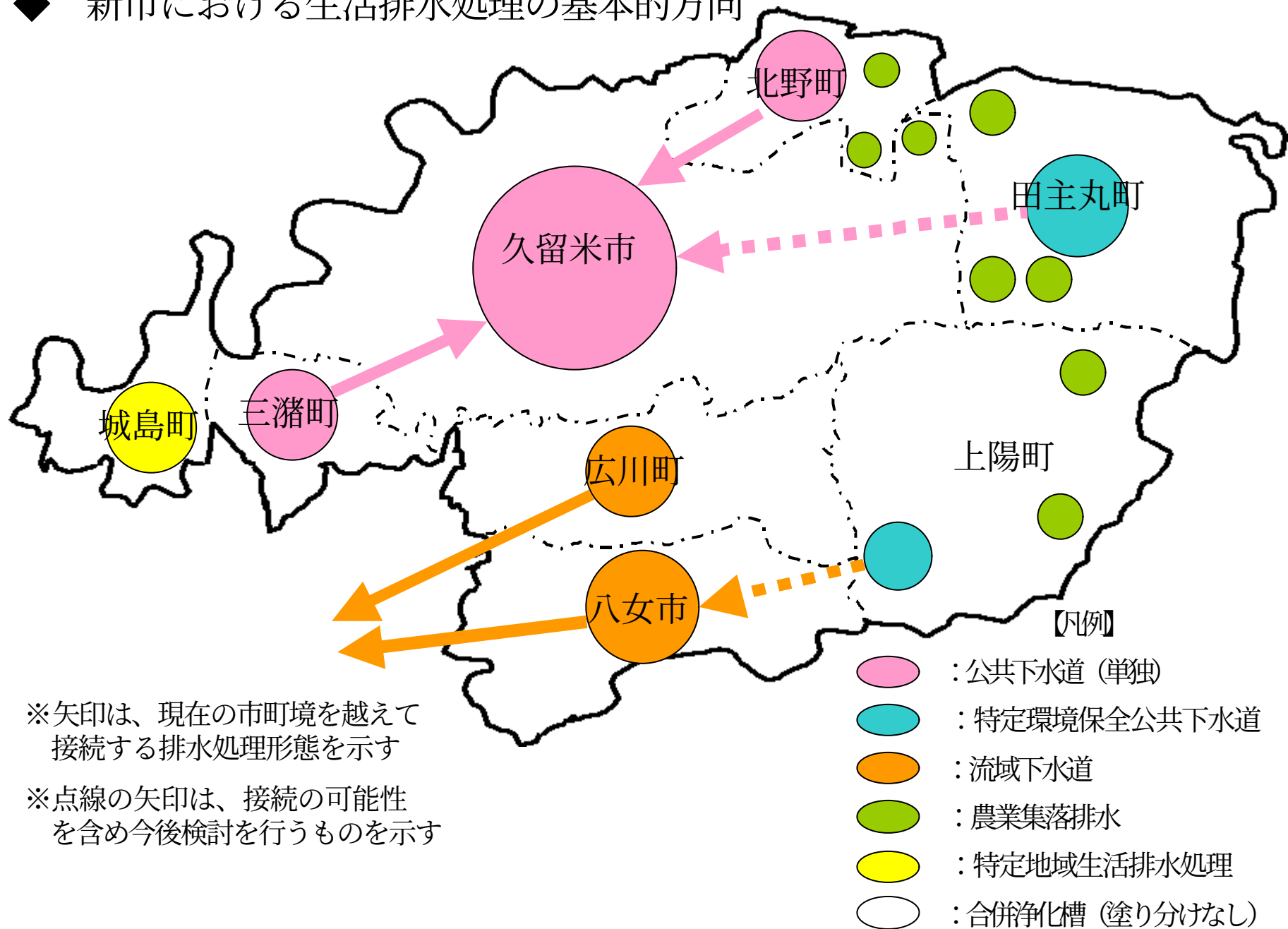
城島町は、現在の特定地域生活排水処理事業を継続する。

〔公共下水道導入を試算すると〕

田主丸町の場合、久留米市に接続することにより、試算すると単独の処理場建設に比較し約 1 / 3 程度の費用で整備できる(単独 49 億円、接続及び処理施設増 17 億円)。北野町では、中継ポンプ場を建設して接続することにより、総事業費で約 14 % の節約が可能となる(単独総事業費 202 億円、接続及び処理施設増を含む総事業費 174 億円)。三潆町の市街地 12,000 人程度については公共下水道事業を導入し、久留米市と接続するための中継ポンプによる圧送によれば、経済的な整備が可能となる。

また、公共下水道事業対象地以外は、合併処理浄化槽を基本にしながらも、地域特性によっては農業集落排水事業の事業化等により生活排水処理を行う。なお、合併処理浄化槽の設置等に関する助成については、各市町においてその内容・助成額が異なっているので、助成額等については法定合併協議会において協議検討を進めることとする。これらにより、生活排水の適正な処理による水質の保全と快適な居住環境の整備を図る。

◆ 新市における生活排水処理の基本的方向



③ごみ処理に関する基本的な方向

ごみ処理については域内処理が基本原則であり、合併に伴い必要となるごみ処理施設(可燃ごみ焼却施設や最終処分場など)についても、基本原則を踏まえて整備することとする。しかしながら、現在のごみ処理に関する広域行政体制(一部事務組合)の設立経過と現有施設の状況並びに施設運営方法を尊重して対応することは必要であり、広域行政により対応している事業については、現在の処理体制を継続することとする。

また、これからのごみ処理においては資源循環型社会をめざすとともに、ダイオキシン(※)規制対応などごみ処理過程における環境問題に十分に配慮した施設整備が必要となる。これらのことを踏まえて、将来的には、ごみ処理にあたって経済的かつ技術的に適合する規模と、地域エリアのごみ収集態勢に整合した施設配置を含め、施設整備の検討を進めることとする。

※ダイオキシン：有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾダイオキシンなどの総称。環境中で分解されにくく、発ガン性などの作用がある。

④斎場に関する基本的な方向

斎場については、現在北野町と城島町は斎場施設がなく、北野町は久留米市の、城島町は大川市の施設を使用しているが、使用にあたっては料金が異なっている。

一方単独で斎場施設を設置しているところは、久留米市と上陽町の2自治体であり、その他の八女市、広川町、三潞町、田主丸町は一部事務組合方式により斎場施設を設置している。しかしながら、一部事務組合の斎場施設は昭和50年代に建設されており、今後施設のリニューアルが必要な時期を迎える状況にある。

合併にあたっては、これまでの経過と施設状況を踏まえて、次の3つの使用パターンによるものとする。第1に斎場施設を有しない自治体(北野町・城島町)にあっては、久留米市斎場の使用を基本とする。第2に久留米市は、久留米市斎場の使用を基本とする。第3に八女市・田主丸町・三潞町・上陽町・広川町については、現有施設の使用を基本としながら、久留米市斎場の使用も可能とする。このことにより、施設利用の範囲が拡大でき、利用者の利便性を増すことができる。

⑤し尿処理に関する基本的な方向

し尿処理については、城島町、三潞町を除く6自治体(久留米市、八女市、田主丸町、北野町、上陽町、広川町)についてはし尿処理施設が整備されている。現在、城島町、三潞町は海洋投棄によりし尿処理をしているが、海洋投棄は平成19年2月より全面禁止となる。そのため、両町においては、大木町とともに三潞郡衛生施設協議会を設立し、共同して施設整備をすることとしている。

しかしながら、個別の施設整備によらずに、市町村合併をすることにより、し尿処理

を現に行っている施設を有効活用することにより対応することが考えられる。これまでの経過や、広域行政体制の状況、処分方法の調整等の課題があるが、久留米市への受入を考慮し検討する。

⑥福祉施策に関する基本的な方向

福祉に対する住民意識の変化に対応し、限られた者の保護・救済から住民全体を対象に暮らしの安定を支える役割に変化している。

今後、少子高齢化などの進展に伴い、増大・多様化する福祉需要に的確に対応し、質の高い福祉サービスを効率的に確保するために、今日の社会福祉改革の基本原則に基づいて各種の福祉施策を推進する。福祉施策推進にあたっては、普遍性、公平性、総合性、権利性、有効性の5つの基本原則を踏まえる。

i 児童福祉

地域の宝である子どもを、安心して産み育てられる環境づくりとして、保育事業の充実、家庭や地域での子育ての支援、仕事と両立する子育ての支援を行う。また、子どもの権利を尊重し、地域で育てる社会づくりに取り組む。さらに、母子・父子家庭の自立と安定した生活を確保し、子どもの健全育成を図る。

ii 高齢者福祉

高齢者が生きがいを感じ、意欲をもって社会参加できる環境整備を進め、高齢者の生きがい対策と社会参加を促進する。また、保健・医療・福祉の連携を図り、高齢者の健康増進を総合的に推進する。さらに、高齢者の介護予防、生活・自立支援策の推進、サービス基盤の整備などにより高齢者福祉の充実に取り組む。

iii 障害者福祉

障害者の社会参加、生活・自立支援策の推進、サービス基盤の整備等により障害者福祉の充実に取り組む。

iv その他の福祉

生活保護制度の適正な運用などの援護策を推進するとともに、国民健康保険制度や介護保険制度の円滑な運営に取り組む。さらに、これからの福祉施策の重要な課題である地域福祉を推進する。

v 健康づくり

久留米市の医療機関等のストックを活用した健康づくり、予防・衛生や地域医療体制の充実に取り組む。

特に、これからの多様化する福祉需要に対応するためには、身近な地域において市民のニーズに適した福祉サービスを総合的に提供する体制を確立すること、ボランティア等の民間組織の積極的な参画や相互の連携を深め、市民相互で支え合うことのできる仕組みづくりを進めること等、地域福祉を総合的に推進することが重要である。

そのため、新市では社会福祉協議会との協働関係を保ち、地域福祉の担い手の意見を

十分に踏まえ、地域における福祉サービスの利用促進、福祉事業の健全な発達、市民の地域福祉活動への参加促進を図る。そして、計画実施を通じ、良質かつ適切な福祉サービスを総合的に提供する体制を整備する。

なお、中核市移行による権限委譲に基づき、申請と決定が異なっていた福祉サービス事務が、一貫して市行政で行えることにより、福祉行政ニーズに的確に対応することができる。また、保健所の設置による保健衛生関係の業務を市の業務として展開するにあたり、本地域の特色の一つである医療関係の豊富なストックと連携することにより、高度医療と日常的な医療、そして、それらの支えられた福祉サービスのネットワークを構築した高度医療福祉都市としての総合的な福祉サービスを展開できる。

⑦コミュニティ組織のあり方に関する基本的な方向

コミュニティ組織は、住民主体の地域づくりの基盤となるものであり、それぞれの組織活動が活性化するための支援施策は各市町において実施されているところである。

また、今後少子高齢化の進展により、地域福祉や青少年健全育成の観点からも、ますますコミュニティ組織や自主的な地域づくり活動が重要となる。

住民と協働した地域づくりのためには、住民に対し行政情報を的確に提供することはもちろん、自主的な地域づくりに対する財政支援なども求められている。

しかしながら、コミュニティ組織やその活動については、それぞれのコミュニティ組織による独自の活動があり、それぞれの市町における行政との関わりにおいても、歴史的な経過により差異がある。具体的には、組織の単位やエリア、組織のあり方、活動に対する財政支援の方策等、各市町で独自の制度や慣行により様々であるのが現状である。

そこで、コミュニティ組織の基本的性格とこれまでの行政の関わり方を総合的に考えると、合併時においては、暫定的に現在のコミュニティ組織により対応することとする。

なお、住民自治の活性化や行政との関係については、単に行政情報の伝達のみならず、自治活動の場や財政支援を含む総合的な重要施策であり、コミュニティ組織のあり方をどのように整理し、どのような行政支援策が望ましいかについては、法定協議会における議論を踏まえながら、地域住民の考え方・意見等をもとに、検討・整理することとする。

⑧教育施策に関する基本的な方向

教育は地域の将来を定める重要な課題であり、2市6町においてもそれぞれ積極的に取組まれてきた。また学校施設の整備についても、これまで各地域において計画的に施設整備を図られてきたが、学校施設の規模や建設年度、設置数等により現実的には整備状況に大きな差異がある。例えば、情報技術の高度化に対応して進められている情報教育の基盤となる校内LAN(※)の整備状況は、八女市や広川町は100%であるが、上陽町や城島町では0%である。今後は、各市町の施設整備計画を尊重しながら、2市6町

の均衡ある整備を図るものとする。

また、合併時の学校の統合であるが、児童生徒の安全、学校教育活動への影響、児童生徒の心身への影響を踏まえるとともに、学校がもつ地域的な意義を考えあわせると、各市町の現在の学校を存続することとする。

※ LAN：施設内情報通信網のこと。施設内に分散配置されたコンピュータ等を接続して、施設内の情報通信の高速化・システム化を図るもの。

(2)産業振興に関する主要施策

本地域の住民にとって重要な次の課題は、雇用の場をどう確保するかである。

筑後川や矢部川の豊かな水、筑後平野の肥沃な大地、高良山杉などで知られた耳納連山や八女丘陵等の多様な地域資源を背景に、本地域では米麦、野菜、果樹、畜産、花卉、花木など先進的で多彩な農業が展開されてきた。農業粗生産額は九州で1位、全国でもトップクラスにある。また、国・県の農業関係の試験研究機関が数多く集積し、生産者も高い技術を蓄積している。この恵まれた地域資源を活かし、先進的な取組みと特色ある農業による個性的で多彩な魅力あふれる地域農業を構築する。

また、本地域を構成する各市町の個性・ポテンシャルを活かしたゾーニングを行い、都市圏全体の広域的な視点の下に商工業支援策を展開する。

①農業振興に関する基本的な方向

時代の潮流は安全で安心な農業、経営として成り立つ農業、そして循環型社会を支える農業を求めている。本地域の農業振興にあたっては、4つの柱を大切にした農業に取り組む。

第1の柱は、食と農の一体化の推進である。消費者と生産者の情報交流や、消費者への農業体験の場の提供、子どもの食農教育を推進するとともに、安全で安心できる農産物を提供するために地産地消を推進し、「顔の見える関係、顔の見える農業」を構築する。特に、市域の多彩な農産物の地域内流通(地産地消)の拡大を進める。

第2の柱は、意欲ある農業経営者の創意工夫を活かした農業経営改善への支援である。生産者から消費者へ軸足を移し、マーケティングの充実等により消費者ニーズに合致した生産販売戦略を展開し、農畜産物のブランド化を推進する。また、IT(情報通信技術)の活用によるEコマース(※)の展開や圃場ごとに最適な農作物管理を行なう精密農業の構築、バイオテクノロジー(※)を駆使した農業技術の開発普及と農林業資源活用による新規分野開拓に取り組む。

更に、地域農業の中核を担う大規模農業者を育成するとともに、中小兼業農家対策として機械・施設の共同利用、生産活動を相互に補完しあう集落営農の育成、法人化の促進、農業サービス事業体の設立を視野に入れながら、多様な担い手を育成する。

第3の柱は、農業の自然循環機能の維持増進を図ることである。そして、人・もの・情報が循環する共通社会基盤を備えた循環型社会の構築である。そのために、有機物を

使った健康な土づくりや輪作など農業の持つ循環機能を高め、環境と調和のとれた農業生産方式(環境保全型農業)の普及定着を図る。また、有機認証農家やエコファーマーの育成と生産物の安定的な販売経路の確保を図る。さらに、地域住民の要望を把握し、住民と行政が連携しながらめざすべき農村像を明確にして魅力ある農村環境の整備を推進する(農村振興計画の策定と実施)。

第4の柱は、都市住民と農村の触れ合い・交流の活発化である。豊かな自然を活かしたグリーンツーリズムに取組み、都市住民が農村を訪れ農村生活や農作業を体験するワーキングホリデー(※)など滞在型交流を展開する。また、豊富な森林資源の保健休養機能を最大限に活用し、森林とのふれあい交流事業を実施し「森林と人との共生」を推進する。

※Eコマース：電子商取引のこと。電子通信を利用した知的活動の全てを含む。
※バイオテクノロジー：生物を工学的見地から研究し応用する技術のこと。
※ワーキングホリデー：都市住民が、ボランティア活動を行いながら、休暇を楽しむこと。

②商工業振興に関する基本的な方向

あらゆる産業分野において、新たな技術や工夫を生み出す創造的な取組みを重視し、独創的でチャレンジ精神に富む活力あふれた地域経済社会を実現するために、新産業の創出と起業化を支援する。特に、久留米市は福岡バイオバレー構想における拠点市として位置づけられるとともに、バイオ産業を振興する久留米アジアバイオ特区をめざしている。このように、本地域には、国県研究機関、医療機関さらには産業支援機関の集積や、農作物栽培技術、醸造発酵技術を活かしバイオ産業による地域経済の活性化を提案する等新産業創出の気運が高まっている。この機会に戦略的な産業分野に重点的に投資し、地域産業発展の突破口づくりを図る。

次に、活気ある産業の振興のために、既存企業の技術の高度化などによる高付加価値化や、産業の創造的活動を支援する産業支援型サービス業を育成するとともに、各地域における事業者の人材育成の支援、資金需要に対する金融施策などに取組む。また、各地域で継承洗練されてきた伝統的地場産業については、商品やデザインの開発、新市場の開拓、経営能力の強化等の地場産業総合振興事業を展開する。また、各地域の産業団地への積極的な企業誘致を図る。

商業の活性化においては、そこを訪れる楽しい魅力づくりが必要である。商店の販売商品の魅力、商店自体の魅力、商店の集積の魅力、そして商店街を取り巻く地域の魅力を求めて人々が集まり、そこに多様な情報が生まれ発信される。そのためには、商業集積の一体的で計画的な整備・再構築を図るとともに、町並み景観、歩行空間、交通環境の整備など奥行き深いまちづくりを進める。

また、広域的な視点から地域商業に拠点性を持たせて、地域コミュニティを支える地

域商店街としての性格を活かし、その地域ならではの個性ある魅力的な商店街づくりや副都心的な商店街の再生に取り組む。

③みどりの里づくりに関する基本的な方向

みどりの里づくりとは、森林、里山、農業地域等の多自然地域と、歴史性豊かな町並み、観光農園などの観光資源、植木、苗木、花卉などの緑化産業の生産販売、食品の加工販売など豊かな緑を活かし、地域が共同して総合的な地域活性に取り組むものである。地域住民の主体的な取り組みにより、緑の価値意識を高め、緑をテーマにした協働の地域づくりを進める地域としては、地域特性などを考慮し耳納北麓及び奥八女地域とする。

みどりの里は住む、訪れる、感じる、楽しむ、交流する地域である。そのために、人と自然にやさしい地域を基本理念に、環境整備を図るとともに、産業を活性化し、情報を受発信する。

(3)交流促進に関する主要施策

本地域内の交流を促進するとともに、九州の中心地域である福岡都市圏のエネルギーと中枢都市機能の効果的な活用を図るためのアクセス整備が必要である。また、本地域を訪れたい魅力を生み出し、それらの情報を発信することにより交流人口を増加する仕組みづくりに取り組む必要がある。

①公共交通網に関する基本的な方向

少子・高齢化や環境問題などの進展は、公共交通機関の役割を高めるとともに、自治体として公共交通網を活用することを必須としている。また一方では、バス事業における需給調整規制の廃止により、不採算路線からの撤退は、バス交通のサービス水準の低下を招いている。

今後は、交通弱者の移動手段を確保するために、バスの不採算路線や既存の公的バス（患者輸送バス等）については、必要に応じて路線存続のための支援を行い、バス交通サービスの水準確保に努める。また、コミュニティバスなどの公共交通施策については、福祉バスやスクールバスなどの既存ストックの活用視点を踏まえて実現に向けた検討を進める。

鉄道については、利便性向上をめざして鉄道事業者との調整を進め、西鉄大牟田線の複線化、JR久大本線の増便・増発、鉄道の新駅設置などをめざすとともに、主要な駅における駅機能のバリアフリー化を含めた交通結節機能の強化をめざすこととする。

また新幹線については、新幹線開業によるインパクトを十分に活かすために、広域交通拠点としての交通結節機能の強化を図るとともに、鉄道やバスによる新幹線駅へのアクセス強化を図る。

②広域幹線道路網に関する基本的な方向

2市6町の合併による広域的な都市づくりにあたっては、より地球規模化する都市環境の変化を受け、高次の市民サービスを提供するとともに、地域の有する特性を活かし自立・発展する都市構造を形成するためには、広域幹線道路網の整備が不可欠である。広域幹線道路網の整備は、次の3つの視点から整備方針を決定し、着実な幹線道路網の整備を図る。

第1の視点としては、グローバルな交流機能の確立である。一般国道3号など他の都市圏との物流・交流機能を促進する基幹道路と高速道路のインターチェンジ、九州新幹線の駅、空港など交通拠点を結ぶアクセス道路の整備が必要となる。

第2の視点としては、新市における地域拠点や一体的な都市活動を支える各市町間の交通移動の容易性の視点である。

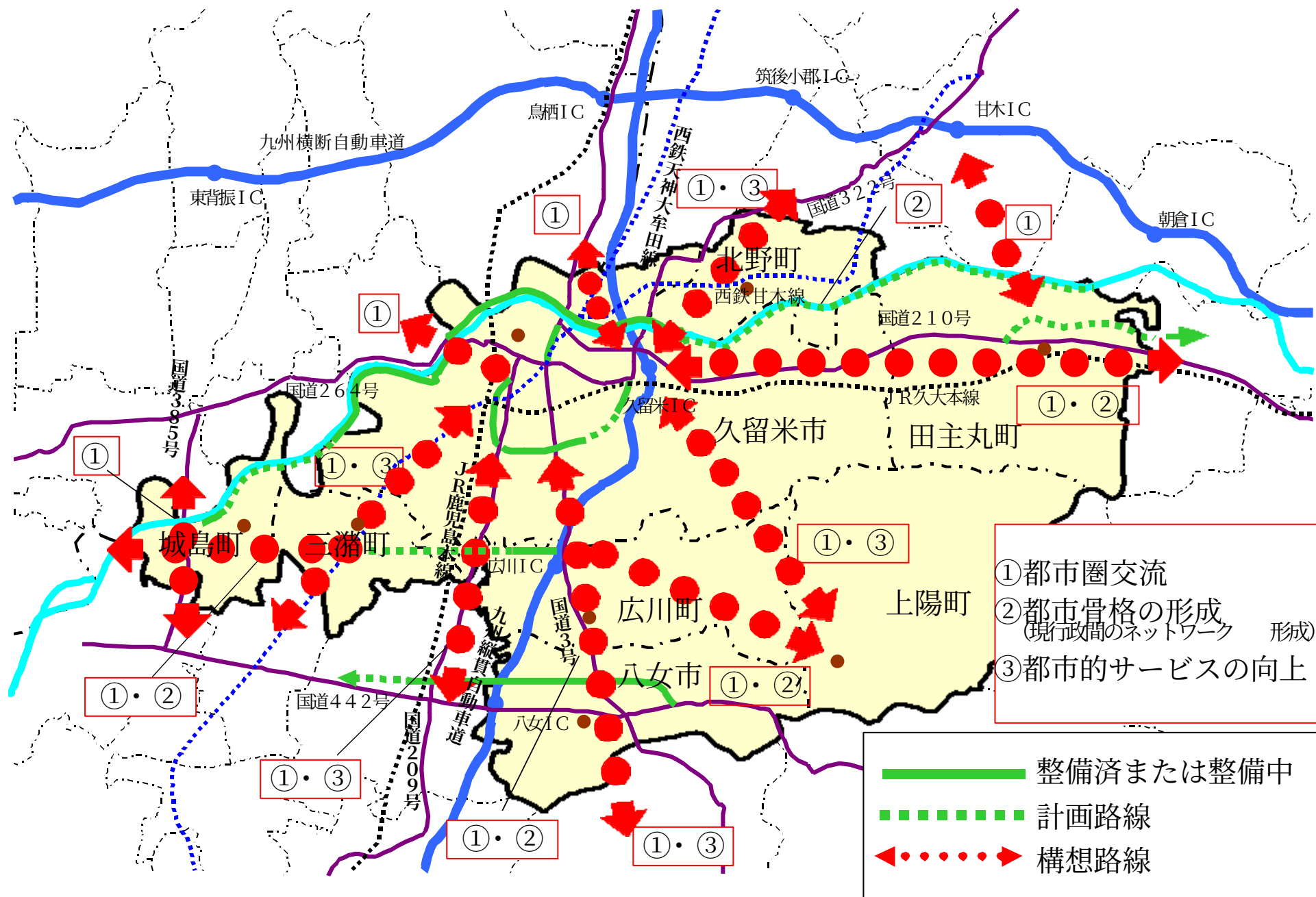
第3の視点としては、地域住民の都市サービスアクセスの視点である。現在の高度医療機関の賦存状況などを考えると、保健福祉機能を有する久留米市中心部地域と、居住地域を結ぶアクセス道路の整備が必要となる。

これらの3つの視点を考えあわせて、これからの新市まちづくりにおける広域幹線道路網整備計画を策定することとする。

今後、都市圏間の交流、都市骨格の形成、都市的サービスの拡大を図る広域幹線道路として、次の交通軸の形成をめざす。

○新市において整備を促進する交通軸

記号	広域幹線道路網計画における優先する視点
A	他の都市圏との連携・交流を促す交通軸
B	他の都市圏との連携・交流、北野～久留米間の都市的サービスの提供を促す交通軸
C	現行政間(田主丸～北野～久留米～城島)のネットワークを形成する交通軸
D	他の都市圏との連携・交流を促す交通軸
E	他の都市圏との連携・交流、現行政間(田主丸～久留米)のネットワークを形成する交通軸
F	他の都市圏との連携・交流、上陽～久留米間の都市的サービスの提供を促す交通軸
G	他の都市圏との連携・交流、八女～広川～久留米間の都市的サービスの提供を促す交通軸
H	他の都市圏との連携・交流を促す交通軸
I	他の都市圏との連携・交流を促す交通軸
J	他の都市圏との連携・交流、三潴～久留米間の都市的サービスの提供を促す交通軸
K	他の都市圏との連携・交流、現行政間(城島～三潴～広川～上陽)のネットワークを形成する交通軸
L	他の都市圏との連携・交流を促す交通軸
M	他の都市圏との連携・交流を促す交通軸



③観光・コンベンション振興に関する基本的な方向

2市6町の観光資源状況は、果樹、伝統的工芸品などの地域資源や地域独自の歴史・文化資源・特産物が数多くあり、久留米市の宿泊施設と、相互に補完的な関係にある。合併により、久留米市と7市町の観光資源をネットワークすることによって、相乗的な魅力アップにつなげるとともに、一体的な宣伝や、滞在型の観光への誘導によりコンベンションの振興を図る。

今後の観光振興にあたっては、点としての観光ではなく地域としての観光が求められており、点を取り巻く環境である地域の魅力を高めることが重要である。そのために、地域の民俗や祭りや四季に彩られた日々の暮らしの魅力など生活を対象に観光まちづくりを展開する。また、本地域は青木繁、坂本繁二郎に象徴される芸術が盛んな地域であることから、それらを活かした芸術観光を推進するとともに、本地域に散在する美術館、アトリエ、美術イベントなど芸術関連資源の集積性と、その他の観光資源を有機的に結びつけるなど総合的な観光を推進する。

さらに本地域の自然豊かな森林や水辺を活かして、癒しの観光を推進する。特に、本地域をゆったりと流れる筑後川を活用し、筑後川特有の魚のエツなど食と観光を結びつけた水上（川）の観光に取り組む。

(4)土地利用に関する基本方針

上記に掲げた主要施策を展開するにあたって、土地利用のあり方について整理する必要がある。現在、都市計画区域の指定をしているのは、久留米市、八女市、北野町、三潴町、広川町の2市3町であり、その他の田主丸町、城島町、上陽町は都市計画を指定していない。都市計画区域は、将来の都市活動に必要な土地や施設が充足できるエリアを、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として指定するものである。広域的な視点からの土地利用を明らかにした都市計画の策定にあたっては、これまでの経過、地理的特性などを踏まえる必要があり、暫定的に現在の都市計画を踏襲することとする。しかしながら、将来的には今後の都市づくりとの整合性を図りながら、都市機能の無秩序な拡散を避け、整序ある土地利用を図っていくことが重要である。その意味からは、既存の都市ストックや地域のポテンシャルを活かすことを基本に、公共の福祉を優先し、自然環境と共生した土地利用に取り組む。

3. 新市の行政サービスの状況

これらの都市づくりを進めると共に、具体的行政サービスをどのような水準で提供するかは、地域住民にとって重要なことである。行政サービスの中で、特に住民にとって普段の暮らしに重要な項目について、今後のサービス提供にあたっての基本的な考え方を整理すると次のようになる。

これまで2市6町において、行政サービスは住民ニーズに基づき各市町の政策判断の下に展開されてきた実績があり、サービスの内容や水準は異なっている。合併に伴い、これらのサービスのあり方を検討し、新市において当面どのような行政サービスを進めていくかを明らかにする必要があるが、そのための基本的な考え方として次の点に留意をして調整を図った。

第1に、新市に移行する際に、住民の生活に支障がないようにすること。

第2に、住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。

第3に、負担の公平を旨としながら行政格差を生じないようにすること。

第4に、行政改革の観点を堅持するとともに健全な財政運営に努めること。

第5に、新市としての一体性を速やかに確保するように努めること。

これらの留意事項に十分に意を払いながら、具体的に24分野62項目について調整を進めてきた結果、次のとおりとなった。

分 野	項目 番号	項目内容	調 整 の 方 針
1.情報公開	1	情報公開制度	住民自治の理念に密接に関連するものであり、より行政の透明性が高まるよう制度を充実する。
	2	個人情報保護制度	住民自治の理念に密接に関連するものであり、個人情報により厳格に取り扱うよう制度を充実する。
2.消防	3	組織機構 (常備消防)	合併後は、新市による単独消防本部として、既存の消防体制（署所配置）の維持を基本としつつ、新市全体の消防行政サービスの均衡及び向上をめざすとともに、効率かつ効果的な組織再編を検討し、総合的な消防体制の整備充実を行う。なお、既存の消防署所の設置がない北野町については、施設等の整備を行う。 《現在の消防運営体制》 ○久留米市：単独消防本部 ○久留米市以外：一部事務組合 ・八女消防本部（八女市、上陽町、広川町） ・福岡県南広域消防本部(田主丸町、北野町、城島町、三潞町)
	4	組織 (非常備消防)	合併時は、当面現在の消防体制を維持する。新市においては、消防団の活性化及び組織力の向上をめざすため、地域の特性を考慮した組織再編を行う。

3.国際交流	5	友好姉妹都市	現在の友好都市・姉妹都市を当面継続し、合併後新たな友好関係の再構築を行う。 《現在の友好姉妹都市締結状況》 ○友好都市 ・中国合肥市（久留米市）、 ・中国上海市松江区（三潞町） ・中国蘇州市滄浪区（広川町） ○姉妹都市 ・米国モデスト市（久留米市）
	6	青少年交流	各自治体で行なわれている青少年交流事業の趣旨、目的に沿った事業展開を行う。 《現在の青少年交流事業》 ○各友好姉妹都市との相互交流 ・友好姉妹都市締結市町（久留米市、三潞町、広川町） ○友好姉妹都市以外 ・韓国大邱市：少年サッカー相互交流（久留米市） ・フランス派遣：八女市 ・オーストラリア派遣：北野町、城島町 ・国際協力（砂漠緑化事業）：田主丸町
4.税務	7	個人市町民税	税率（均等割）については、人口規模に応じて標準税率が定められているが、合併後は、合併特例法第10条の規定を適用し不均一課税とする。なお、不均一課税の採用期間については、法定協議会で検討する。 非課税基準（均等割）については、生活保護法の級地区分に基づきその基準額が定められるので、合併後は新たな級地区分に基づいてすみやかに実施する。 納期については、各市町の経緯と現状を踏まえて法定協議会で協議し、一本化を行う。 《現在の均等割》 ○久留米市 2,500 円/年(人口規模 50 万人未満) ○その他市町 2,000 円/年(人口規模 5 万人未満)
	8	法人市町民税	法定協議会で不均一課税も含めて十分な協議を行い、標準税率と制限税率の枠内で統一を行う。 《現在の法人税割》 ○久留米市・八女市 14.7% ○その他町 12.3%(標準税率)

	9	固定資産税	法定協議会で住民への過度の負担にならないことを前提に、税率の一本化を行う。 納期については、各市町の経緯と現状を踏まえて法定協議会で協議し一本化を行う。 《現在の固定資産税率》 ○八女市 1. 6 % ○その他市町 1. 4 % (標準税率)
	10	都市計画税	合併後、市街化区域の線引きの変更等が行われた場合は、市街化区域について、不均一課税も考慮にいれ、税率の一本化を行う。 《現行の都市計画税率》 ○久留米市の都市計画税率 0. 3 %
5.斎場	11	管理・運営	住民の実負担額については、統一する。 なお、統一の方法については法定協議会で協議する。 《町からの補助額等を除く現在の住民の実負担額 (大人一体) 》 ○久留米市 2,500 円(単独) ○上陽町 5,000 円(単独) ○八女市・広川町・三潞町 2,000 円(八女西部広域事務組合) ○田主丸町 5,000 円(田主丸町・吉井町衛生施設組合) ○北野町 5,000 円(久留米市施設利用) ○城島町 10,000 円(大川市施設利用)
6.ごみ排出、収集	12	ごみの分別	分別制度はその中間処理施設の処理方式に大きく依存するため、合併時は基本的に現行制度を維持する。なお、統一が可能なもの等詳細については法定協議会で協議を進める。
	13	ごみ処理手数料(指定袋)	ごみ処理手数料については、容量等を含め各自治体及び一部事務組合独自の制度が設けられているため、法定協議会で協議を進める。
	14	家庭系収集運搬	ごみの収集回数については、可燃物(生ごみ等)収集については週 2 回収集、資源物及び不燃物収集については月 2 回収集に、統一する。 ごみの収集方法については、ステーション収集を原則とするが、効率性を検討し、戸別収集も一部の地域で取り入れる。

7.下水道	15	下水道使用料	合併時は、他自治体に例がないため、久留米市の使用料体系に合わせる。また、合併後については、新しい枠組みによる財政収支計画を踏まえながら、料金を調整する。 なお、流域下水道や農業集落排水事業等との料金格差については、不公平感が起きないように法定協議会で調整する。 《現行の久留米市の下水道使用料例》 ○標準家庭の下水道使用料 3,045 円 (1ヶ月で24m³使用した場合、税込)
	16	受益者負担金	下水道受益者負担金については、他自治体に例がないため、久留米市の制度を基本に、新市の下水道整備計画策定後に調整する。 農業集落排水事業における分担金については、住民に不公平感が生じないように、法定協議会で調整する。 《現行の久留米市の受益者負担金》 ○久留米市下水道受益者負担金 171円/m²
8.合併処理 浄化槽	17	合併処理浄化槽 (助成制度)	補助対象については、50人槽までを対象とする。 補助額については、一般住宅用(10人槽まで)は国庫補助基準額と同額とし、集合住宅用(11～50人槽)については、法定協議会の中で調整する。
9.し尿	18	汲み取り料金	法定協議会の中で、調整する。 《現行条例設定料金(18ℓあたり)》 ○215円 久留米市、田主丸町、北野町 ○210円 八女市、城島町、三潴町、上陽町、広川町
10.上水道	19	水道料金	合併後当面は、久留米市の料金体系に合わせることを基本とし、一定期間後に抜本的見直しを行い、統一的な料金体系とする。ただし、口径の大きい業務用などの大口需要家料金については、法定協議会で別途協議調整していく。上記の措置については、合併財源の活用や現行支援財源の確保等、一般会計からの財政的支援が前提となる。 また、簡易水道については、当該事業が存続するまでの間、現行料金を基本とする。 水道利用加入金については、徴収しないことを基本に、工事負担金を含めて、法定協議会で調整する。

11.障害者福祉	20	障害者生活支援事業	未実施の自治体が多く、地域特性、利用者意向及びサービス提供体制等を踏まえ、サービス充実の方向で調整する。 《現在の実施状況》 ○障害者生活支援：久留米市のみ ○全身性障害者介護サービス：久留米市、上陽町 ○ガイドヘルパー派遣：久留米市、八女市、広川町
	21	全身性障害者介護サービス	
	22	ガイドヘルパー派遣	
	23	タクシー基本料金助成	年間の交付枚数や対象者に相違があるため、受給の公平性の観点と財政負担を総合的に考慮し、サービス充実の方向で調整する。 《現在の年間交付枚数（人工透析者除く）》 ○久留米市、上陽町、広川町・４８枚 ○八女市・３６枚 ○田主丸町、北野町、三潞町・２４枚
12.保育園	24	保育時間	現行の保育時間は、地域特性に応じた時間設定であるため、合併時には現行の保育時間を継続する。なお、合併後は利用状況や地域要望を整理しながら、サービスの向上という視点で調整する。
	25	保育料	各自治体ごとに、保育料が大きく異なっている。公平性の観点から料金体系の統一を見据えながら、家計への負担、利用者への影響及び財政負担等を考慮し、住民に過度の負担とならないよう、法定協議会の中で総合的に調整する。
13.学童保育	26	学童保育所整備・運営事業	１校区１施設を基本に、地域ニーズや利用見込み児童数などを考慮しながら、必要に応じて整備していく。運営の方式や開所時間、保育料などについては、各地域の実情により様々な形態があるため法定協議会または合併後に調整する。
14.介護保険	27	介護保険料	各自治体における介護保険の運営主体が異なっているため、次期計画期間（Ｈ１５～１７）の保険料改定結果を踏まえ、法定協議会において次々期計画（Ｈ１８～２０）策定準備と並行し調整する。 《現在の運営主体》 ○久留米市、八女市は単独、他の６町は県広域連合
15.高齢者福祉	28	生きがい デイサービス	各自治体の現行サービス水準の維持を基本に、利用者の意向、地域の特性やサービス供給体制を踏まえるとともに、適正な個人負担の基準を検討しながら、サービス水準の低下にならないよう法定協議会において総合的に調整する。
	29	生活支援 ホームヘルプ	
	30	配食サービス	

16.国民健康 保険	31	保険料(税)	料・税の違いに加え、料金(税額)算定の方式や納期等に相違があるため、住民へ過度の負担とならないよう法定協議会において調整する。
17.健康診査	32	一般健康診査	各自治体とも相違点はなく、現行どおり実施していく
	33	超音波健康診査	
	34	4か月児健康診査	実施方法（個別・集団）や健診回数に違いがあるため、地域特性やサービス提供体制等を踏まえ、サービス水準の低下にならないよう法定協議会において調整する。
	35	10か月児発達 アンケート健康診査	
	36	1歳6か月児健康診査 (医科・歯科)	
	37	3歳児健康診査 (医科・歯科)	
	38	基本健康診査	各自治体の現行サービス水準の維持を基本に、地域特性、利用意向及びサービス供給体制を踏まえるとともに、適正な個人負担の基準を検討しながら、サービス水準の低下にならないよう法定協議会において総合的に調整する。
	39	胃がん検診	
	40	子宮がん検診	
	41	乳がん検診（視触診）	
	42	乳がん検診 (マンモグラフィ検査)	
	43	肺がん検診	
	44	大腸がん検診	
18.道路	45	生活道路整備	道路規格：原則として幅員 4.0m 以上に統一する。 用地処理：統一化に向けての課題（財源等）も大きく、詳細検討が必要なため、各市町の経緯、現状を踏まえた上で、法定協議会で検討（基準化、段階的統一等）する。 補償、補償基準：補償については、実施の方向で統一し、補償基準については、法定協議会で調整する。 地元負担金：徴収しない方向で検討する。
19.土地改良	46	国営耳納山麓土地改良事業	国営基幹施設部分については、久留米市の制度に合わせることで農家負担を軽減する。 農地造成地区については、現行どおりとする。

	47	国営筑後川下流土地改良事業	現行どおりの負担を継続する。
	48	県営ほ場整備事業	県営ほ場整備事業費補助割合については、現在補助している地区については、現行の補助割合を継続する。 合併後の新規事業地区については、事業費の10%の償還補助を行う。 公共用施設の地元負担に対する補助については、現在補助制度がある市町の制度を基準に農家負担の軽減になるよう調整を行う。 関連事業の付帯事業（事業メニューに該当しない工事等）は、事業費の2分の1補助を行う。 農村生活環境整備事業の負担については、地元負担分の全額補助を基準に調整を行う。
20.商工業振興	49	制度融資	制度の種別、貸出金利、利子補給、保証料補給、損失補償については、久留米市の制度が充実しているため、この条件に統一する。 《現行の実施状況》 ○制度融資(団体育成強化資金) ・久留米市、八女市で実施 ○利子補給 ・久留米市、八女市、城島町、三潞町、上陽町で実施 ○保証料補給 ・久留米市で実施 ○損失補償 ・久留米市で実施
	50	利子補給	
	51	保証料補給	
	52	損失補償	
21.学校給食	53	給食運営	給食実施の有無、給食方式等については、それぞれに長年の経過等があり、早急な統一を図ることは困難である。法定協議会において給食内容の充実や給食運営の効率化の視点で、望ましい給食のあり方について調整する。
22.図書館、室	54	図書館管理運営・計画事務	休館日や開館時間、図書館システム等に違いがある。現行のサービス水準を最大限維持し、利便性の向上にむけ法定協議会及び合併後に調整する。

23.自治組織	55	区	法定協議会の中で十分検討する。しかし、検討結果如何にかかわらず、当案件は非常に繊細で、また、それぞれの自治体に長い歴史、経過もあることから、合併後も暫定的に現行方式を継続する。
	56	行政情報等伝達事業	行政区長制度と一体的な問題であるので、同時に検討する。したがって、合併後も暫定的に現行手法を継続する。
	57	自治会活動支援	行政区長制度の検討結果に連動する部分もあり、法定協議会の中で一体的に調整する。
	58	校区まちづくり委員会	行政区長制度の検討結果に連動する部分もあり、法定協議会の中で一体的に調整する。
	59	校区まちづくり活動補助	行政区長制度の検討結果に連動する部分もあり、法定協議会の中で一体的に調整する。
24.公民館	60	校区公民館事業費助成	自治組織の検討と連動しており、具体的には、法定協議会の中で一体的に調整する。
	61	校区公民館建築費助成	自治組織の検討と連動しており、具体的には、法定協議会の中で一体的に調整する。
	62	小地域公民館・集会所	補助率、補助基準等において充実している久留米市の制度をベースに調整する。 《現行の補助対象経費に対する補助割合》 ○久留米市 2／3 ○八女市 1／2 ○田主丸町 4／10 ○北野町 2割 ○城島町 1／3 ○三潞町 1／3 ○上陽町 60％ ○広川町 10／100～15／100

4. 新市を実現するための行財政運営について

21世紀の新しい地域づくりにあたっては、地域住民の主体的な活動を尊重する行政運営と、厳しい地方財政の制約の中で効率的な行財政運営を進めることが必要である。

(1) 地域住民の主体的な活動を尊重する行政運営

新市のまちづくりを実現するためには、住民と行政が協働して進める地域づくりであることは当然として、これまでの地域づくりの歴史の尊重、地域特性を活かした都市づくりであること等を踏まえて、地域が連携するネットワーク型の運営が求められる。そのためには、次に掲げる仕組みを構築することとする。

①地域審議会等の地域ニーズを反映させる仕組みづくり

地域審議会は、市町村合併特例法に基づき設置されるもので、合併前の市町村の区域を単位として「地域審議会」を設置し、合併後の市町村長に対し意見を述べる機能を有する組織である。これは、合併により住民の意見が合併後の市町村施策に反映されにくくなるという懸念に対応するためのものである。新市内における域内分権の視点(これからのまちづくりは住民に近い所で意志決定するという意味)からも、一定の仕組みづくりが必要であり、地域審議会の設置を含め地域ニーズを反映するための仕組みづくりを構築することとする。

②ネットワーク型行政運営

新たな地域づくりにあたっては、全ての階層における行政決定を中心組織が担うのではなく、それぞれの地域特性に応じ、また各地域に設置されるであろう行政センター(例えば、支所・出張所や分庁等)の機能を基本に、行政課題の内容、重要性に応じて施策を企画し実施することが必要である。その時々、その地域地域の課題に対応し、ネットワーク的な解決を図るネットワーク型の行政運営の組織とする。

③市民活動・NPO活動等の推進

これからの地域づくりにあって、行政が全ての公的活動を担うことは効果が少なく非効率でもある。また、少子高齢化や成熟型社会に伴う住民ニーズの変化に対応し、個別的な公共サービスが求められている時代には、先駆的、多樣的、迅速かつ柔軟な対応が可能な市民活動を有効的に活用する必要がある。これからの地域づくりにおいては、自主的・主体的な市民活動の積極的な活用を推進する。

(2) 効率的な行財政運営

地方分権が着実に進む中で地方交付税制度が見直されると共に、VFM(※)に象徴される様に企業経営手法の行政経営への活用が大きな課題となっている。また、情報通信技術の高度化に伴い、これらの成果を活用した電子自治体を構築し、物理的な距離に制約されない行政サービスの提供が志向されている。また、市町村合併に伴い必要となる施策展開への財源確保を図るなど効率的な財政運営も大きな課題である。

※ VFM：支出に対する最も価値あるサービスの提供のこと。

①市町村合併特例法に基づく財政支援など

国及び県では、市町村合併特例法などに基づき、合併にあたって必要な新市建設事業に要する費用に充当するための財政支援を予定している。本地域の場合の市町村合併特例法などに基づく財政支援措置は、合併特例債の対象となる事業費、合併市町村振興基金の額、合併直後の臨時的経費に対する財政措置額、福岡県の財政支援措置を合計すると、８１２億３千万円である。この財政支援措置を有効に活用するとともに、合併に伴う財政運営の効率化を図ることが求められている。

○２市６町の長期財政推計（合併の可否による比較）

（単位：千円）

		平成１７～２６年度の財政シミュレーション		
		(A)合併した場合	(B)合併しなかった場合	(A)－(B)
歳入		901,597,767	810,973,007	90,624,760
	地方税	440,115,298	440,115,298	0
	地方交付税	247,823,240	230,728,480	17,094,760
	うち普通地方交付税	223,718,863	207,624,103	16,094,760
	うち特別地方交付税	24,104,377	23,104,377	1,000,000
	その他	140,129,229	140,129,229	0
	国合併市町村補助金	1,260,000	0	1,260,000
	県市町村合併特例交付金	2,000,000	0	2,000,000
	合併特例債	70,270,000	0	70,270,000
歳出		749,588,053	743,200,942	6,387,111
	人件費	224,820,443	237,140,132	-12,319,689
	うち議員報酬手当	6,106,706	8,879,150	-2,772,444
	うち市町村長等特別職給与	891,080	4,002,120	-3,111,040
	うち一般職	201,464,133	207,207,115	-5,742,982
	扶助費	64,127,480	64,127,480	0
	公債費	161,316,052	142,609,252	18,706,800
	その他	299,324,078	299,324,078	0
投資等可能額		152,009,714	67,772,065	84,237,649

（試算は久留米広域合併任意協議会財政主管専門会議による）

- ※ 投資等可能額とは、普通建設事業等の投資的経費や臨時的な物件費、補助費などの経費に投入できる一般財源及び合併を前提とした国県支出金、地方債の額である。
- ※ 経済成長率を１％見込んだ。
- ※ 中核市に移行した場合の経費、財源は含んでいない。

この試算表によると、投資等可能額が合併した場合としない場合を比較すると、合併した場合が“８４２億円”以上多く、合併しなかった場合の投資等可能額に比較し２．２４倍となっている等合併効果が試算上明確となっている。

②行財政改革への取組み

市町村合併により、これまでの行政体制のあり方を見直し、新たな行政サービスを提供するにふさわしい組織整備を行う必要がある。また行政経営の手法としても、NPM(企業経営の手法を公共サービスマネージメントに活かそうとする手法)の導入などにより行財政改革を進め、高生産性の行政経営体とする。

③電子自治体の構築

情報通信技術を活用し、地理的条件や時間的条件に制約されない電子申請、電子届出などの電子自治体の構築が求められている。また、組織内部の行政執行にあっても、電子決裁などの情報通信技術を活用した業務システムの構築により、効率的な行政組織運営を図ることが求められている。しかしながら一方では、個人情報の保護や、人権を侵害する差別落書きなどの問題も発生しており、今後、具体的な個別課題ごとの検討を進めて、電子自治体を実現することが必要である。

久留米広域合併に関する

結

論

1. 総論及び各論の総括

これまでの総論及び各論で記述したとおりに、本地域のこれからの地域づくりを展望すると、多様な各地域の特性を活かしながら、新たな都市ステージである中核市を舞台に、21世紀にふさわしい新たな地域魅力の創出が求められている。そして、そのためには一定の都市規模・都市機能が必要であり、久留米広域合併の実現が鍵となる。本地域に暮らす多くの住民が、これらの新たな地域づくりに共感し、地域住民の協働による新たな広域的都市づくりである21世紀ふるさとづくりに向かって、歴史的な第一歩を踏み出すことが期待されている。

2. 法定合併協議会への移行

本地域では、久留米広域合併任意協議会において、合併後の都市の姿である新市まちづくり構想を策定し、地域住民が合併の可否に関する判断の基礎となる資料として提供しているところである。

今後は、これらの資料に基づく判断により、市町村合併の新たな段階である法定合併協議会への早期の移行が望まれるところである。ここで、法定合併協議会の機能、これからのスケジュールを述べると次のようになる。

(1) 法定合併協議会の機能

法定合併協議会は、合併を行おうとする市町村が、合併をすることの可否を含めて合併のための諸条件(合併協定項目)、合併後の市町村の将来ビジョン(市町村建設計画)を協議し、決定していくために設置するもので、地方自治法及び市町村合併特例法に基づくものである。

法定合併協議会を設置するためには、法定合併協議会を構成する市町の議会において議決を受ける必要がある。

合併の手続として、法定合併協議会の設置は義務づけされていないが、合併特例法の適用対象となるためには必要である。具体的には、市町村合併特例法に規定する合併特例債などの財政支援措置を受けるためには、法定合併協議会において策定する市町村建設計画に事業を記載する必要がある。

(2) 今後のスケジュール

今後の市町村合併のスケジュールは、平成14年12月の各市町の議会において法定合併協議会の設置議案を可決し、その後、合併に関する具体的な協議が進められる。

法定合併協議会における協議や市町村建設計画の策定に要する期間であるが、これまでの合併の具体的な事例等を勘案すると、市町村建設計画の策定に6ヵ月、協議に8ヵ月を要するとされている。この一般的な必要期間を本地域に適用すると、平成15年1月に法定合併協議会を設置したとすると、平成16年2月までの期間を要することと

なる。しかしながら、平成15年5月に統一地方選が執行されることを勘案すると、平成16年3月までの期間を要するものと想定される。そして、その協議に基づき合併の進めることとなるが、平成16年6月の各市町の議会での合併議案の議決、同年9月の県議会での議決、その後国への合併の申請となり、具体的に合併の効力が発生するのは平成17年になるものと想定される。

市町村合併特例法の財政支援措置などの適用を受けるためには、本特例法の期限である平成17年3月末日までに、合併の効力が発生する必要がある。そのことからすると、現在の想定されるスケジュールによれば、市町村合併特例債等の財政支援措置の適用を受けることができるスケジュールとして最低限の必要な期間を確保することができる。その意味からも、早急な法定合併協議会への移行が望ましいものである。

3. 結語

久留米広域合併任意協議会においては、非常に限られた時間ではあったが、本協議会を構成する委員の真摯な取組みのもとに、本地域のこれからの地域像を求める議論が活発に交わされ、また、構成する自治体職員の積極的な協力を得て、中身の濃い作業を進めることができた。本構想が、地域住民の理解と共感を得て具体化され、本地域の明るい未来が築かれることを強く願うところである。

久留米広域合併に関する

資 料 編

久留米広域合併任意協議会規約

(協議会の設置)

第1条 久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潨町、上陽町及び広川町（以下「2市6町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく合併協議会の設置に向けて、合併任意協議会を設置する。

(合併任意協議会の名称)

第2条 合併任意協議会の名称は、久留米広域合併任意協議会（以下「任意協議会」という。）とする。

(協議会の目的)

第3条 任意協議会は、2市6町の合併に関し、必要な調査及び研究を行うとともに、2市6町相互間の連絡調整を図ることを目的とする。

(協議会の事務)

第4条 任意協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議する。

- (1) 2市6町の合併に関する協議事項（合併の可否に関する協議事項を含む。）
- (2) 法第5条の規定に基づく合併後の新市建設計画案の作成
- (3) 合併についての住民への説明手法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

(組織)

第5条 任意協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 2市6町の長
- (2) 2市6町の議会の代表者 議会ごとに各1名
- (3) 2市6町の長が、自己の属する市又は町の住民のうちから推薦する者 市又は町ごとに各3名

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 任意協議会に会長及び副会長7名を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、任意協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 任意協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係職員の出席)

第8条 会長は、必要に応じ2市6町の関係職員を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

第9条 任意協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、任意協議会に幹事会を置く。

2 第4条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 任意協議会の事務を処理するため、任意協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の属する市又は町に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 任意協議会に要する経費は、2市6町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 任意協議会の出納の監査は、会長が、会長の属する市又は町の監査委員に委嘱して行う。

2 監査委員は、前項の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 任意協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 会長、副会長その他の委員及び会長が任意協議会の監査を委嘱した監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する市又は町の例により会長が定める。

(任意協議会解散の場合の措置)

第15条 任意協議会が解散した場合においては、任意協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、任意協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成14年7月20日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成14年8月7日から施行する。

久留米広域合併任意協議会委員一覧表

(建制番号順)

●久留米市

規約第5条第1号委員	市長	白石勝洋	
規約第5条第2号委員	議会代表	十中大雅	市議会議長
規約第5条第3号委員	住民代表	前川博	商工会議所会頭
		今村信義	農業協同組合代表理事組合長
		古賀喜美子	女性の会連絡協議会会長

●八女市

規約第5条第1号委員	市長	野田国義	
規約第5条第2号委員	議会代表	樋口安次	市議会議長
規約第5条第3号委員	住民代表	野間口幸江	連合婦人会会長
		橋本長年	文化連盟副会長
		今里卓爾	町内会長会理事

●田主丸町

規約第5条第1号委員	町長	馬田博	
規約第5条第2号委員	議会代表	小西和義	町議会議員
規約第5条第3号委員	住民代表	古賀正邦	区長代表者会議会長
		清水公子	地域婦人会連絡協議会竹野校区会長
		三浦俊明	福岡家庭裁判所調停委員

●北野町

規約第5条第1号委員	町長	秋吉喜一郎	
規約第5条第2号委員	議会代表	井口正美	町議会議長
規約第5条第3号委員	住民代表	浦野典幸	区長会会長
		谷口邦博	商工会副会長
		益永エミ子	婦人会連絡協議会会長

●城島町

規約第5条第1号委員	町長	佐藤利幸	
規約第5条第2号委員	議会代表	鐘ヶ江厚次	町議会議長
規約第5条第3号委員	住民代表	今村新	区長会会長
		中島宏輔	商工会会長
		平田正	まちづくり委員

●三潁町

規約第5条第1号委員	町長	砂山惣吉	
規約第5条第2号委員	議会代表	内田満	町議会議長
規約第5条第3号委員	住民代表	田中義一	区長会会長
		寺島廣記	商工会会長
		富松章子	婦人会会長

●上陽町

規約第5条第1号委員	町長	牛嶋剛	
規約第5条第2号委員	議会代表	小川健之	町議会議長
規約第5条第3号委員	住民代表	松崎光行	森林組合長
		上野重人	区長会会長
		高田日出雄	商工会会長

●広川町

規約第5条第1号委員	町長	高鍋具弥	
規約第5条第2号委員	議会代表	渡邊元喜	町議会議長
規約第5条第3号委員	住民代表	小林昭洋	農業委員
		鶴元繁美	区長会会長
		稲富保	商工会会長

久留米広域合併任意協議会の協議経過

(14・10・10現在)

開催期日	会議名称	会 議 内 容 な ど
7月20日	久留米広域合併任意協議会 発足及び第1回会議	○久留米広域合併任意協議会規約及び組織 ○同14年度事業計画及び事業予算
7月31日	久留米広域合併任意協議会 幹事会第1回会議	○久留米広域合併任意協議会幹事会規程及び役員選出 ○久留米広域合併任意協議会第2回会議提案議案等
8月7日	久留米広域合併任意協議会 第2回会議及び先進地視察	○久留米広域合併任意協議会規約の一部改正 ○同14年度補正予算 ○新市まちづくり構想策定基本方針 ○事務事業現況調査方針
8月9日	広域合併に伴う財政主管専 門会議第1回会議	○財政主管専門会議の設置及び今後のスケジュール ○長期財政推計方法に関する意見交換 ※専門会議を延べ3回、WG会議を1回開催
8月19日	広域合併に伴う電算システ ム主管専門会議第1回会議	○電算システム主管専門会議の設置及び今後のスケ ジュール ○電算システム統合に関する課題についての意見交換 ※専門会議を延べ1回
9月5日	久留米広域合併任意協議会 幹事会第2回会議	○新市まちづくり構想概要案及び懸案事項の確認 ○事務事業現況調査の重要項目候補について
9月11日	久留米広域合併任意協議会 幹事会専門部会及び新市ま ちづくり構想策定部会分科 会発足及び第1回会議 ※9月11日～27日 延べ55回開催	○久留米広域合併任意協議会幹事会専門部会(新市まち づくり構想策定専門部会、総務部会、企画財政部会、 生活環境部会、保健福祉部会、都市産業部会、教育 文化部会)及び新市まちづくり構想策定専門部会分科 会(企画分科会、環境行政分科会、都市基盤分科会、 住民活動分科会、教育分科会、福祉分科会、経済行 政分科会、水道分科会)を発足 ○各専門部会に付議された事項について調査・研究・ 協議 ※新市まちづくり構想策定専門部会を延べ2回開催 ※同専門部会企画分科会を延べ3回開催 ※同専門部会環境分科会を延べ3回開催 ※同専門部会都市基盤分科会を延べ3回開催 ※同専門部会住民活動分科会を延べ2回開催 ※同専門部会教育分科会を延べ2回開催 ※同専門部会福祉分科会を延べ2回開催

		※同専門部会経済行政分科会を延べ2回開催 ※同専門部会水道分科会を延べ3回開催 ※総務部会文書分科会を2回開催 ※同部会消防・防災分科会を延べ3回開催 ※企画財政部会企画分科会を延べ2回開催 ※生活環境部会税務分科会を延べ3回開催 ※同部会清掃分科会を延べ2回開催 ※同部会下水道分科会を延べ3回開催 ※保健福祉部会社会福祉分科会及び児童福祉分科会合同会議を2回開催 ※同部会高齢者福祉分科会を延べ2回開催 ※同部会保健医療分科会を延べ2回開催 ※都市産業部会土木分科会を延べ2回開催 ※同部会農林水産業分科会を延べ2回開催 ※同部会商工観光分科会を延べ2回開催 ※教育文化部会学校教育分科会を延べ2回開催 ※同部会社会教育分科会を延べ2回開催 ※同部会市民活動・自治分科会を延べ2回開催
9月14日	久留米広域合併任意協議会 第3回会議	○新市まちづくり構想概要案(素案整理) ○事務事業現況調査重要項目(最重要項目)(案)
10月2日	久留米広域合併任意協議会 幹事会第3回会議	○新市まちづくり構想素案 ○新市まちづくりパンフレット素案
10月7日	久留米広域合併任意協議会 幹事会第4回会議	○新市まちづくり構想案 ○新市まちづくりパンフレット案
10月10日	久留米広域合併任意協議会 第4回会議	○新市まちづくり構想案 ○新市まちづくりパンフレット案

久留米広域合併任意協議会 組織図

